

人事委員会年報

令和3年度

特別区人事委員会

人事委員会年報 令和3年度

目 次

		頁
第1章 組織及び運営	公平課 ……	1
第2章 任用関係事務	任用課 ……	13
第3章 労働基準監督機関としての事務	公平課 ……	32
第4章 職員団体等に関する事務	公平課 ……	37
第5章 公平審査等の事務	公平課 ……	42
第6章 給与関係事務	給与課 ……	45

第1章 組織及び運営

本委員会は、地方公務員法第7条第2項を根拠に特別区人事委員会設置条例(昭和53年特別区人事・厚生事務組合条例第10号)により、昭和53年4月1日に設置されたものである。

23特別区が、一部事務組合方式により連合して設置したことから、その組織及び運営については次のような特徴がある。

(1) 本委員会は、それぞれの特別区の共同機関としての性格を有し、その行為の効果はそれぞれの特別区に帰属する。(2) 人事委員会の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則、その他の規定の適用について、本委員会は、それぞれの特別区の機関とみなす。(3) 本委員会に関する財務事務及び監査処理は、特別区人事・厚生事務組合が処理する。(4) 本委員会の委員は、特別区人事・厚生事務組合の管理者がその議会の同意を得て選任し、委員の身分の取扱いについては、特別区人事・厚生事務組合の職員とみなす。(5) 本委員会の事務を補助する職員は、特別区人事・厚生事務組合の職員をもって充てる。(6) 本委員会の権限に属する事務の執行に関する監査請求(地方自治法第75条)はできないが、住民監査請求(同法第242条)については、特別区人事・厚生事務組合に対して行うことができる。

I 人事委員会

1 委員

本委員会の委員はすべて非常勤であり、委員の状況は次のとおりである。

令和4年4月1日現在			
職名	氏名	任期 (委員就任年月日)	備考
委員長	中山弘子	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで (平成28年4月1日)	前：新宿区長
委員 (職務代理者)	山野岳義	令和4年4月1日から 令和8年3月31日まで (平成30年4月1日)	元：人事院事務総長
委員	鈴木勝	令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和3年4月1日)	前：目黒区副区長

※前職は就任当時のもの

2 会議

人事委員会の会議は、「特別区人事委員会議事規則(昭和53年特別区人事委員会事務規則第1号)」によって運営され、定例会と臨時会に分かれている。

定例会は、原則として毎月第1、第3及び第5火曜日に東京区政会館内において開催する。

また、臨時会は、委員長が、必要があると認めたとき又は委員の請求があったときに委員長が招集し、同所において開催する。

(1) 会議開催状況

開催回数	定例会	臨時会
28回	28回	0回

議案件数	議案	報告等
128件	86件	42件

(議案内訳)

(2) 付議議案等

試験・選考関係	63件	労働基準監督関係	2件
給与等勤務条件関係	39件	その他	9件
公平審査・職員団体関係	15件	合計	86件

年月日	議案等
3. 4. 16 第1回	<p>I 議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 特別区人事委員会委員長の職務を代理する委員の指定について 令和3年度労働基準監督事務の職権行使に関する基本方針等について 審査請求事案の審査補佐員等の変更について(平成28年(不)第3号事案)【特定案件】 審査請求事案の審査補佐員等の変更について(令和2年(不)第1号事案)【特定案件】 <p>II 報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和2年度労働基準監督事務の職権行使結果について 令和3年度特別区職員I類採用試験【一般方式】、【土木・建築新方式】等の申込状況について 特別区職員採用試験・選考における面接カードの提出方法の変更について 令和3年給与勧告に対する特区連要請について 公平審査事案等の係属状況について【特定案件】
3. 4. 26 第2回	<p>I 議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 行政専門職の採用に係る専門職二次選考及び給料決定の承認について 社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除等に係る意見聴取等の処理及び処理方針について <p>II 報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 4条任期付職員採用計画について 令和3年職種別民間給与実態調査の実施について
3. 5. 18 第3回	<p>I 議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和2年(不)第1号の事案に関係した事務局職員の審査補佐員の指名の取り消し及び事案審査等手続への関与について【特定案件】 「職員のサービスの宣誓に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理方針について 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受ける職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額免除に係る意見聴取等の処理及び処理方針について <p>II 報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和3年度特別区職員I類採用試験【一般方式】、【土木・建築新方式】等の第1次試験実施状況について 4条任期付職員採用計画について
3. 6. 8 第4回	<p>I 議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

	<p>2 特別区人事・厚生事務組合に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>3 職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>4 「幼稚園教育職員の昇給に関する基準」の一部改正に伴う承認申請の処理について</p> <p>5 「学校教育職員の給与に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理について</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受ける医療従事者等の職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額免除に係る意見聴取等の処理及び処理方針について</p> <p>7 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に伴う副反応が発生した職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額免除に係る意見聴取等の処理方針について</p> <p>8 令和元年（不）第1号（懲戒免職処分取消請求事案）の裁決について【特定案件】</p> <p>II 報 告</p> <p>1 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議の概要について</p> <p>2 令和3年度管理職選考の申込状況について【特定案件】</p>
3. 6. 21 第5回	<p>I 議 案</p> <p>1 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について</p> <p>2 令和3年度特別区職員I類採用試験【一般方式】等の第1次試験合格者の決定について【特定案件】</p> <p>3 令和3年度特別区職員I類採用試験【土木・建築新方式】の第1次試験合格者の決定について【特定案件】</p> <p>II 報 告</p> <p>1 江戸川区児童相談所の視察について</p> <p>2 4条任期付職員採用計画について</p> <p>3 令和3年給与勧告に対する特区連要請について</p>
3. 6. 30 第6回	<p>I 報 告</p> <p>1 令和2年度特別区職員選考（権限委任分）の実施結果について</p>
3. 7. 20 第7回	<p>I 議 案</p> <p>1 4条任期付職員採用に係る第二次選考の実施及び4条任期付職員採用計画の報告に係る処理方針について</p> <p>2 職員の採用選考及び給料決定の承認について</p> <p>3 障害がある職員の勤務の軽減措置等に係る職員の職務に専念する義務の免除に関する意見聴取の処理について</p> <p>4 令和3年度特別区職員I類採用試験【一般方式】〔土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気〕等の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】</p> <p>5 令和3年度特別区職員I類採用試験【土木・建築新方式】の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】</p> <p>II 報 告</p> <p>1 第129回全国人事委員会連合会総会の概要について</p> <p>2 職員の公益的法人等への派遣状況報告について（令和3年4月1日現在）</p> <p>3 令和2年度職員の外国の機関等への派遣状況報告について</p> <p>4 特殊勤務手当に関する報告について（令和3年4月1日現在）</p> <p>5 昇給実施状況の報告について（令和3年4月1日現在）</p> <p>6 人事委員会で議決された議案に定める処理方針等に基づき局長決定事案（給与関係等）として令和2年度に処理した案件について</p>
3. 8. 2 第8回	<p>I 議 案</p> <p>1 令和3年度特別区職員I類採用試験【一般方式】〔事務、福祉、心理、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）、保健師〕等の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者</p>

	<p>名簿の確定について【特定案件】</p> <p>2 東京2020パラリンピック競技大会参加に伴う職員の職務専念義務の免除等に係る意見聴取等の処理及び処理方針について</p>
3. 8. 24 第9回	<p>I 議 案</p> <p>1 4条任期付職員採用に係る第二次選考の実施について</p> <p>II 報 告</p> <p>1 令和3年度特別区職員Ⅲ類採用試験、経験者採用試験・選考、障害者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用試験の申込状況について</p> <p>2 令和2年度23区合同説明会及び技術職採用フォーラムPR動画配信について</p> <p>3 令和3年度 再任用職員の任用状況について</p> <p>4 令和3年特別区職員給与等実態調査結果</p> <p>5 人事院勧告及び育児休業法改正の意見申出について</p>
3. 8. 30 第10回	<p>I 報 告</p> <p>1 令和3年度管理職選考の実施状況について【特定案件】</p> <p>2 令和3年職種別民間給与実態調査結果【特定案件】</p>
3. 9. 3 第11回	<p>I 報 告</p> <p>1 令和3年給与勧告に対する特区連及び東京清掃労組要請について</p>
3. 9. 9 第12回	<p>I 議 案</p> <p>1 4条任期付職員採用に係る第二次選考の実施について</p> <p>2 行政専門職の採用に係る専門職二次選考及び給料決定の承認について</p> <p>3 会計年度任用職員の採用面接を受ける場合における職員の職務専念義務の免除等に係る意見聴取等の処理及び処理方針について</p> <p>4 「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理について</p> <p>II 報 告</p> <p>1 令和3年特別区職員給与等実態調査結果（会計年度任用職員）</p> <p>2 令和3年（不）第2号（減給処分取消請求事案）の受理について【特定案件】</p>
3. 9. 17 第13回	<p>I 議 案</p> <p>1 4条任期付職員採用に係る第二次選考の実施について</p> <p>II 報 告</p> <p>1 令和3年度特別区職員Ⅲ類採用試験、経験者採用試験・選考、障害者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用試験の実施状況について</p> <p>2 令和3年給与勧告に対する特区連要請について</p>
3. 9. 28 第14回	<p>I 議 案</p> <p>1 令和3年度管理職選考口頭試問進出者の決定について【特定案件】</p> <p>2 令和3年（不）第1号の裁決について【特定案件】</p>
3. 10. 4 第15回	<p>I 議 案</p> <p>1 給与勧告について【特定案件】</p>
3. 10. 12 第16回	<p>I 議 案</p> <p>1 令和3年度特別区職員Ⅲ類採用試験等の第1次試験合格者の決定について【特定案件】</p> <p>2 令和3年度特別区職員経験者採用試験・選考の第1次試験・選考合格者の決定について【特定案件】</p> <p>3 令和3年度障害者を対象とする特別区職員採用選考の第1次選考合格者の決定について【特定案件】</p> <p>4 令和3年度就職氷河期世代を対象とする特別区職員採用試験の第1次試験合格者の決</p>

	定について【特定案件】
3. 10. 18 第17回	I 議 案 1 令和2年(不)第2号(休職(期間更新)処分取消請求事案)の裁決について【特定案件】
3. 10. 27 第18回	I 議 案 1 令和3年度管理職選考における合格者の決定について【特定案件】 2 令和3年度管理職選考択一・短答式問題受験の免除者の決定について【特定案件】 3 6級職より上位の職の設置に係る承認申請(北区)の処理及びこれに伴う昇任選考権限の委任について II 報 告 1 令和3年給与勧告に対する特区連要請について
3. 11. 16 第19回	I 議 案 1 令和3年度特別区職員Ⅲ類採用試験の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】 2 令和3年度特別区職員経験者採用試験・選考の最終合格基準の決定並びにこれに基づく採用候補者名簿及び合格者名簿の確定について【特定案件】 3 令和3年度障害者を対象とする特別区職員採用選考の最終合格基準の決定及びこれに基づく合格者名簿の確定について【特定案件】 4 令和3年度就職氷河期世代を対象とする特別区職員採用試験の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】 5 4条任期付職員採用に係る第二次選考の実施について 6 一般職の任期付職員の任期の更新の承認について 7 「職員の給与に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取の処理方針について II 報 告 1 政令指定都市及び都道府県における令和3年勧告の状況について 2 令和3年(不)第3号(懲戒免職処分取消請求事案)の受理について【特定案件】
3. 11. 25 第20回	I 議 案 1 「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理方針について II 報 告 1 令和3年(不)第2号(減給処分取消請求事案)の取下げについて【特定案件】
3. 12. 7 第21回	I 議 案 1 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 2 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取及び承認申請の処理方針について II 報 告 1 23区合同説明会及び技術職採用フォーラム PRライブ配信について
4. 1. 13 第22回	I 議 案 1 令和4年度特別区職員採用試験・選考の実施日程について 2 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について(大田区) 3 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について(中野区) 4 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について(葛飾区)

4. 1. 26 第23回	I 議 案 1 一般職の任期付職員の任期の更新の承認について 2 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 3 行政専門職の採用に係る専門職二次選考及び給料決定の承認について 4 一般職の任期付職員の給料決定に係る変更の承認について 5 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受ける医療従事者等の職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額免除に係る意見聴取等の処理について
4. 2. 2 第24回	I 議 案 1 「職員の育児休業等に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理方針について II 報 告 1 令和4年(不)第1号(戒告処分取消請求事案)の受理について【特定案件】
4. 2. 17 第25回	I 議 案 1 一般職の任期付職員の任期の更新の承認について 2 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 3 行政専門職の採用に係る専門職二次選考及び給料決定の承認について 4 「学校教育職員の級別資格基準に関する規則」等の一部改正に伴う承認申請の処理について 5 「職員の育児休業等に関する条例施行規則」の一部改正に伴う承認申請の処理方針について
4. 3. 1 第26回	I 議 案 1 令和4年度管理職選考の実施について(基本計画) 2 令和4年度特別区職員採用試験等の実施について(基本方針) 3 勤務延長の期限の延長の承認について 4 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について
4. 3. 8 第27回	I 議 案 1 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の改正について 2 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 3 職員の採用選考及び給料決定の承認について 4 職員の退職派遣に伴う再採用選考権限の委任等について 5 「幼稚園教育職員の給与に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取及び承認申請の処理方針について 6 令和3年(不)第4号の裁決について 7 令和3年(不)第5号の裁決について 8 判定取消請求事件(令和2年(行ウ)第292号)の判決言渡等について II 報 告 1 23区合同説明会及び技術職採用フォーラム PRライブ配信実施結果について 2 令和3年度勤勉手当の成績率算出状況の報告について 3 令和4年給与勧告に対する特区連要請について1 令和4年(不)第1号(戒告処分取消請求事案)の受理について【特定案件】
4. 3. 18 第28回	I 議 案 1 特別区人事委員会処務規則の一部改正について 2 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 3 職員の採用選考及び給料決定の承認について 4 職員の退職派遣に伴う再採用選考権限の委任等について 5 勤勉手当から徴収した拋出金額の一部返還等を求める行政措置要求事案(令和2年(行)第1号事案)の判定について

(3) 令和3年度諸会議等の開催状況

ア 全国人事委員会連合会

年月日	名称	議題等	開催地
書面開催	第129回 総会	(議案) 1 令和2年度決算について 2 令和3年度事業計画案及び予算案について 3 第130回総会について 4 第65回公平審査事務研修会について 5 令和4・5年度専門部会の運営について (報告) 1 令和2・3年度専門部会の中間報告について 2 第63回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第64回公平審査事務研修会について 4 令和3年度理事について 5 ブロック活動状況報告について	東京都
3.7.8 Web会議	第64回 公平審査 事務研修会	(講演) 「地方公務員法改正について」 「地方公務員行政の現状と課題」 講師 総務省自治行政局公務員部公務員課 課長 加藤 主税 氏 (分科会方式による討議・研究テーマ) 自転車での飲酒運転による懲戒処分について	福岡県

イ 大都市人事委員会連絡協議会

年月日	名称	議題等	開催地
書面開催	委員長会議	(議題) 1 令和2年度大都市人事委員会連絡協議会歳入歳出決算について 2 令和3年度大都市人事委員会連絡協議会の会議及び職員研修会の開催計画(案)について 3 令和3年度大都市人事委員会連絡協議会歳入歳出予算(案)について 4 令和3年度大都市人事委員会連絡協議会の幹事人事委員会の選出について 5 令和3年度大都市人事委員会連絡協議会の監査人事委員会の選出について 6 令和3年度全国人事委員会連合会役員選挙に係る選考委員の選出について (その他) 大都市労連連絡協議会からの申し入れについて	名古屋市
実務者会議の書面開催	事務局長会議 (実務者会議を含む)	(議題) 1 令和3年給与等に関する報告及び勧告の課題について (交換資料) 1 2021年(令和3年)職種別民間給与実態調査の結果 2 職員給与実態調査及び民間給与実態調査の集計結果 (その他) 大都市労連連絡協議会からの申し入れについて	岡山市
資料交換	職員研修会 (給与関係)	(交換資料) 1 令和3年民調における調査機関別分担状況について 2 令和3年職種別民間給与実態調査の層化基準表について 3 令和3年比較対応について 4 管理職員特別勤務手当について 5 経験年数を有して新たに職員となった者の昇給等の取扱いについて	仙台市
資料交換	課長会議	(交換資料) 1 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当について 3 獣医師への初任給調整手当の支給について (その他) 大都市労連連絡協議会からの書面での申し入れについて	堺市
書面開催	課長会議	(議題) 1 採用・昇任試験の運営状況について 2 受験者からの住民票等の徴取について 3 オンライン面接の実施について 4 採用試験・選考におけるデジタル化について 5 採用試験に係る国籍要件について 6 採用試験に関する任命権者への委任について 7 社会人枠の人材確保に向けた広報活動について 8 WEB面接試験の実施状況について	川崎市

資料交換	職員研修会 (公平)	(意見交換議題) 1 労働基準監督機関の職権行使としての事業場調査について 2 弁護士費用の予算の確保について 3 審査請求の事例について	神戸市
資料交換	職員研修会 (任用)	(議題) 1 障がいのある方を対象とした職員採用選考又は試験の受験資格について 2 適性検査の活用方法について 3 適性検査「SPI」の利用状況について 4 試験結果(成績)の開示等について 5 役職定年制の例外措置等について 6 職員採用に伴う求める人物像について 7 障害者採用選考に伴う適性検査について 8 社会人(経験者)採用試験における試験科目について 9 障害者選考の実施状況について 10 エントリーシートの様式について 11 タブレット端末の活用状況について 12 短大卒区分の採用試験について 13 受験者確保に向けた広報事業について 14 デジタル人材の確保について 15 面接の体制について 16 最終合格後の辞退を防止する取組について 17 採用候補者(選考合格者)名簿に掲載された者の取扱いについて 18 採用試験の重複申込みについて 19 技術職の採用試験について 20 採用試験関連事務のデジタル化等の対応状況について 21 職員採用試験における託児所の設置について 22 高校生を対象とする説明会について 23 学歴要件のある採用試験・選考における受験資格の確認方法について (交換資料) 1 令和3年度職員採用試験(選考)の実施状況について 2 令和3年度職員採用試験(選考)の受験資格及び変更点について 3 令和3年度係長職昇任試験の実施状況等について	熊本市

3 令和3年度予算額

令和3年度当初予算額 275,752千円（人件費を除く。）

（単位：千円）

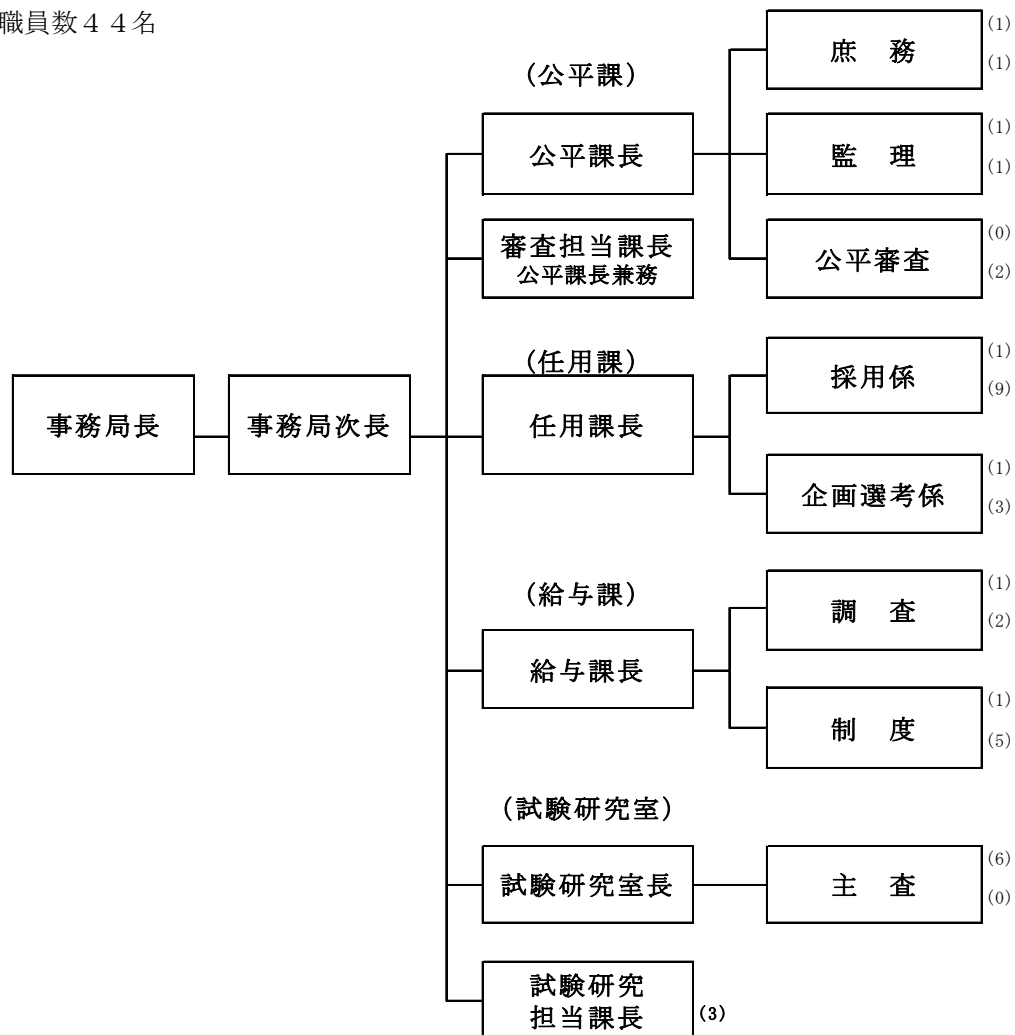
科目	令和3年度当初予算額	令和2年度当初予算額	事業内容
管理費	28,137	27,579	委員会開催 事務局庶務等
試験選考費	231,394	199,612	I類、III類、経験者採用試験 管理職選考、障害者選考
労基監督費	720	678	安全衛生調査検査 定期監督
公平審査費	2,215	1,287	公平審査等
給与調査費	13,286	26,205	民間給与実態調査 職員給与等実態調査等
計	275,752	255,361	

II 事務局

1 事務局組織

職員数44名

（令和3年4月1日現在）



2 事務分掌

<公平課>

- (1) 委員会議に関すること。
- (2) 委員会議事録の作成及び保管に関すること。
- (3) 事務局職員の人事及び給与に関すること。
- (4) 公印に関すること。
- (5) 公文書類の收受、配布、審査、保存等に関すること。
- (6) 情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- (7) 個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
- (8) 予算、決算及び会計に関すること。
- (9) 財産及び物品の調達、管理に関すること。
- (10) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- (11) 職員に対する不利益処分に関する審査請求の審査に関すること。
- (12) 学校医等の公務災害補償の審査に関すること。
- (13) 退職手当支給制限等の処分に係る諮問に関すること。
- (14) 職員団体の登録に関すること。
- (15) 職員団体等に対する法人格の付与に関すること。
- (16) 管理職員等の範囲に関すること。
- (17) 職員からの苦情相談に関すること。
- (18) 職員の勤務条件に関する労働基準法、労働安全衛生法及び船員法の規定の施行に関すること。
- (19) 適用事業場の号別決定に関すること。
- (20) 職員の退職管理に関すること。
- (21) 委託を受けた団体の公平委員会の事務に関すること。
- (22) 他の課及び室に属しないこと。

<任用課>

採用係

- (1) 競争試験及び選考(企画選考係に属するものを除く。)に関すること。
- (2) 採用候補者名簿の作成及びその提示に関すること。
- (3) 課内の他の係に属しないこと。

企画選考係

- (1) 職員の採用、昇任等任用方法についての一般的基準に関すること。
- (2) 選考に関すること。
- (3) 条件付採用及び臨時的任用に関すること。
- (4) 人事評価の実施に係る勧告に関すること。
- (5) 職員の研修に関する計画の立案及びその勧告に関すること。
- (6) 昇任候補者名簿の作成及びその提示に関すること。
- (7) 他の課及び室に属しない人事制度の調査研究等に関すること。

<給与課>

- (1) 給料表の適否についての報告及び勧告に関すること。

- (2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他の職員に関する制度についての調査研究に関すること。
- (3) 職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること。
- (4) 職員に対する給与の支払監理に関すること。

<試験研究室>

- (1) 試験問題に関すること。
- (2) 競争試験及び選考の能力判定基準等の調査研究に関すること。

第2章 任用関係事務

I 採用試験等

人事委員会を置く地方公共団体において、任命権者が職員を採用する場合、原則として競争試験によるものとしている（地方公務員法第17条の2第1項）。

本委員会が、この規定に基づき実施した令和3年度特別区職員採用試験・選考の実施概要は、次のとおりである。

1 令和3年度の特徴

I類採用試験【一般方式】は、申込者数13,426名（前年度比約20.4%減）、受験者数10,601名（前年度比約10.8%増）、受験率79.0%（前年度比22.3ポイント増）となり、前年度に比べ申込者数は減少、受験者数は増加した。

I類採用試験【土木・建築新方式】は、申込者数208名（前年度比約4.1%減）、受験者数142名（前年度比約52.7%増）、受験率68.3%（前年度比25.4ポイント増）となり、前年度に比べ申込者数は減少、受験者数は大幅に増加した。

Ⅲ類採用試験は、申込者数3,638名（前年度比約31.1%減）、受験者数2,904名（前年度比約25.4%減）、受験率79.8%（前年度比6.1ポイント増）で、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに減少した。

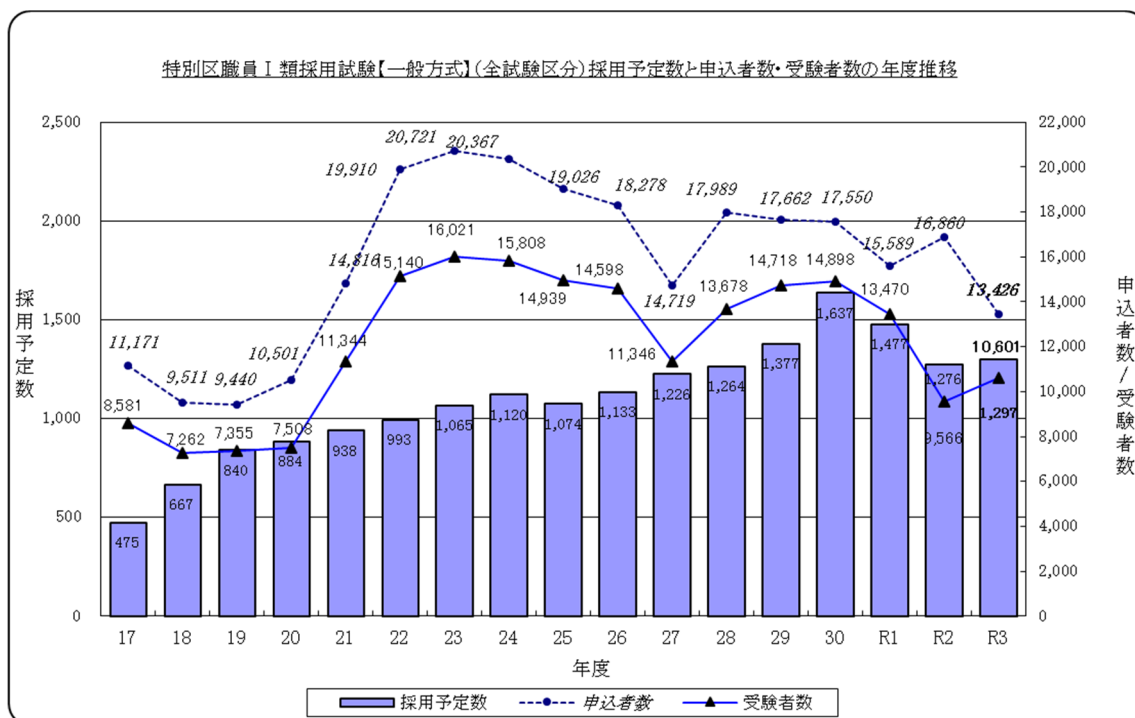
経験者採用試験・選考は、申込者数3,374名（前年度比約4.8%増）、受験者数2,443名（前年度比約0.2%増）、受験率72.4%（前年度比3.4ポイント減）で、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに増加した。

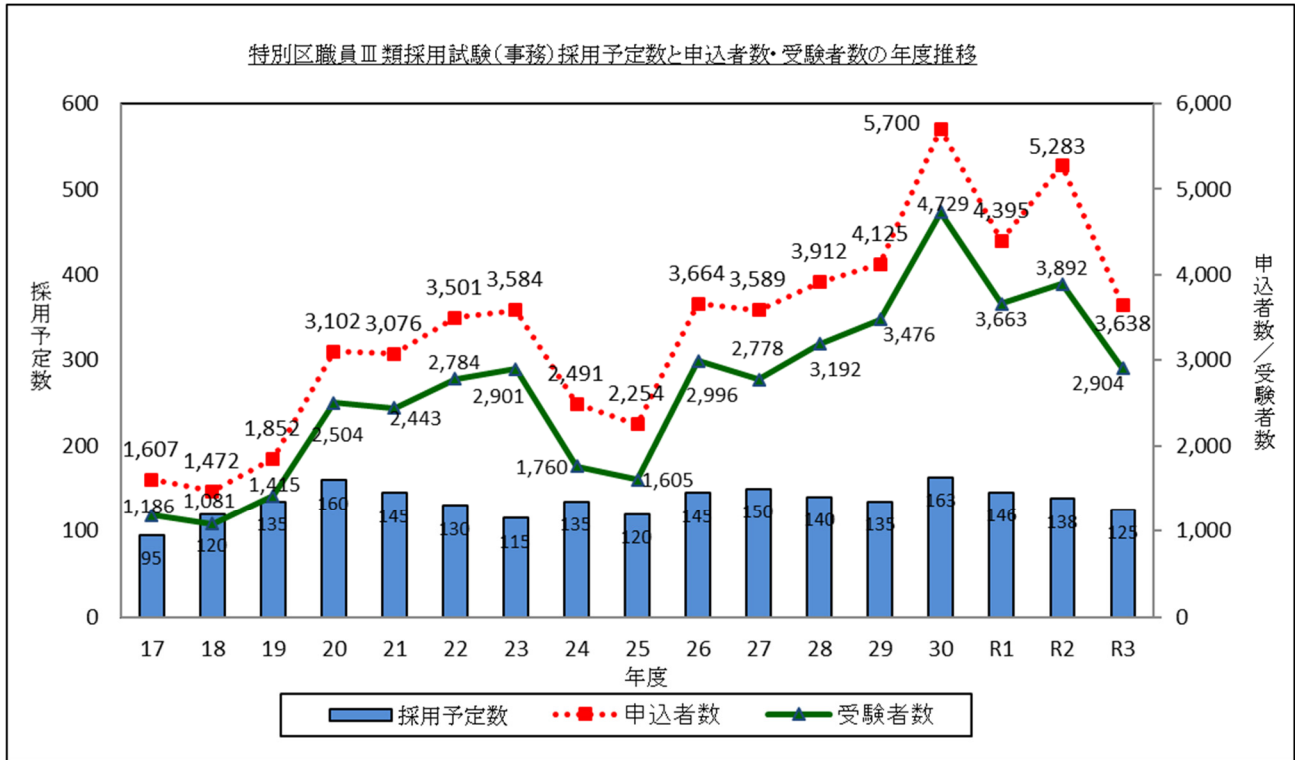
障害者を対象とする採用選考は、申込者数343名（前年度比約13.6%増）、受験者数255名（前年度比約11.8%増）、受験率74.3%（前年度比1.2ポイント減）となり、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに増加した。

就職氷河期世代を対象とする採用試験・選考は、申込者数1,359名（前年度比約45.2%減）、受験者数974名（前年度比約35.7%減）、受験率71.7%（前年度比10.6ポイント増）となり、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに減少した。

<参考>

（単位：名）





2 採用試験等の日程（令和3年度）

イ 日程

項目	I類採用試験【一般方式】	I類採用試験【土木・建築新方式】	Ⅲ類採用試験	経験者採用試験・選考	障害者を対象とする採用選考	就職氷河期世代を対象とする採用試験
告示	3月19日(金)	3月19日(金)	6月24日(木)	6月24日(木)	6月24日(木)	6月24日(木)
申込受付	3月19日(金)～ 4月5日(月)	3月19日(金)～ 4月5日(月)	6月24日(木)～ 7月15日(木)	6月24日(木)～ 7月15日(木)	6月24日(木)～ 7月15日(木) ※郵送申込は 7月14日(水)消印有効	6月24日(木)～ 7月15日(木)
1次試験・選考	5月2日(日)	5月2日(日)	9月12日(日)	9月11日(土)	9月12日(日)	9月11日(土)
1次合格発表	6月25日(金)	6月25日(金)	10月22日(金)	10月22日(金)	10月13日(水)	10月22日(金)
2次試験・選考	7月6日(火)～ 7月16日(金)	7月6日(火)～ 7月16日(金)	11月4日(木)・ 11月5日(金)	10月30日(土)・ 10月31日(日)・ 11月6日(土)・ 11月7日(日)	11月1日(月)・ 11月2日(火)・ 11月8日(月)	11月3日(水)
最終合格発表	7月27日(火)(技術系) 8月4日(水)(技術系以外)	7月27日(火)	11月19日(金)	11月19日(金)	11月19日(金)	11月19日(金)

※技術系…土木造園(土木)・土木造園(造園)・建築・機械・電気の試験区分

3 級 長 職 （ 係 長 級 ）	児童福祉	無	民間企業等 での業務従 事歴が12年 以上ある人 （児童福祉・ 児童指導・児 童心理につ いては、上記 のうち児童 相談所等で の業務従事 歴が5年以 上ある人）	当該職種に関連する業務に従事（ただし、児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること。児童心理は心理学を卒業した人又はこれに相当する人）
	児童指導			
	児童心理			

（注1） 試験・選考区分「福祉」「児童福祉」「児童指導」における受験資格の「資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

（注2） 「福祉」における当該職種に関連した業務従事歴とは、社会福祉施設等での相談援助業務に従事した期間を指す。

（注3） 児童相談所等での業務従事歴は下記のとおり。

職種 （試験・選考区分）	児童相談所等での業務従事歴
児童福祉	児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における業務経験（相談援助業務経験）
児童指導	児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における業務経験（直接処遇業務）
児童心理	児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における業務経験（心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務経験）

障害者を対象とする採用選考（Ⅲ類）

職種（選考区分）	国籍要件	年齢	その他
事務	有	18歳以上 32歳未満	・身体障害者手帳等の交付を受けている人※ ・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人

就職氷河期世代を対象とする採用試験

職種（選考区分）	国籍要件	年齢	その他
事務	有	昭和45年4月2日から 昭和61年4月1日までに生まれた者	・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

4 実施状況（令和3年度）

（注）（ ）内は前年度

区分	職種 (試験・進考区分)	採用 予定数 A(名)	申込 者数 B(名)	受 験 者 数 C(名)	受験率 C/B(%)	第1次 合格者数 D(名)	倍率 C/D(倍)	第2次 受験者数 E(名)	受験率 E/D(%)	最 終 合 格 者 数 F(名)	倍率 C/F(倍)		
I 類	一般 方式	事務	874 (906)	11,449 (14,339)	9,019 (8,121)	78.8 (56.6)	4,098 (4,791)	2.2 (1.7)	3,006 (2,197)	73.4 (45.9)	1,881 (1,741)	4.8 (4.7)	
		土木造園 (土木)	53 (48)	283 (432)	214 (201)	75.6 (46.5)	178 (180)	1.2 (1.1)	137 (77)	77.0 (42.8)	109 (66)	2.0 (3.0)	
		土木造園 (造園)	8 (6)	67 (87)	47 (44)	70.1 (50.6)	30 (32)	1.6 (1.4)	27 (15)	90.0 (46.9)	18 (12)	2.6 (3.7)	
		建築	53 (50)	117 (160)	100 (101)	85.5 (63.1)	82 (88)	1.2 (1.1)	69 (45)	84.1 (51.1)	59 (40)	1.7 (2.5)	
		機械	13 (16)	68 (123)	54 (57)	79.4 (46.3)	43 (48)	1.3 (1.2)	33 (22)	76.7 (45.8)	27 (16)	2.0 (3.6)	
		電気	13 (21)	110 (161)	72 (72)	65.5 (44.7)	55 (58)	1.3 (1.2)	32 (32)	58.2 (55.2)	24 (23)	3.0 (3.1)	
		福祉	114 (87)	468 (567)	399 (347)	85.3 (61.2)	317 (315)	1.3 (1.1)	288 (200)	90.9 (63.5)	211 (165)	1.9 (2.1)	
		心理	24 (26)	217 (292)	156 (170)	71.9 (58.2)	112 (132)	1.4 (1.3)	94 (79)	83.9 (59.8)	60 (45)	2.6 (3.8)	
		衛生監視 (衛生)	29 (33)	134 (191)	117 (120)	87.3 (62.8)	100 (106)	1.2 (1.1)	93 (85)	93.0 (80.2)	52 (72)	2.3 (1.7)	
		衛生監視 (化学)	5 (5)	64 (103)	47 (42)	73.4 (40.8)	27 (30)	1.7 (1.4)	17 (9)	63.0 (30.0)	7 (7)	6.7 (6.0)	
		保健師	111 (78)	449 (405)	376 (291)	83.7 (71.9)	304 (258)	1.2 (1.1)	277 (171)	91.1 (66.3)	212 (155)	1.8 (1.9)	
		一般方式計	1,297 (1,276)	13,426 (16,860)	10,601 (9,566)	79.0 (56.7)	5,346 (6,038)	2.0 (1.6)	4,073 (2,932)	76.2 (48.6)	2,660 (2,342)	4.0 (4.1)	
		〔土木・ 建築新方式〕	土木造園 (土木)	9 (8)	138 (138)	95 (57)	68.8 (41.3)	75 (51)	1.3 (1.1)	55 (34)	73.3 (66.7)	38 (26)	2.5 (2.2)
			建築	6 (6)	70 (79)	47 (36)	67.1 (45.6)	39 (31)	1.2 (1.2)	31 (21)	79.5 (67.7)	26 (17)	1.8 (2.1)
新方式計	15 (14)		208 (217)	142 (93)	68.3 (42.9)	114 (82)	1.2 (1.1)	86 (55)	75.4 (67.1)	64 (43)	2.2 (2.2)		
Ⅲ類	事務	125 (138)	3,638 (5,283)	2,904 (3,892)	79.8 (73.7)	979 (1,052)	3.0 (3.7)	797 (578)	81.4 (54.9)	392 (398)	7.4 (9.8)		
障害者	事務	73 (90)	343 (302)	255 (228)	74.3 (75.5)	185 (218)	1.4 (1.0)	174 (189)	94.1 (86.7)	80 (99)	3.2 (2.3)		
経験者	1級職	事務	110 (113)	1,799 (1,662)	1,302 (1,247)	72.4 (75.0)	315 (311)	4.1 (4.0)	305 (298)	96.8 (95.8)	172 (155)	7.6 (8.0)	
		土木造園 (土木)	9 (13)	48 (43)	35 (32)	72.9 (74.4)	33 (31)	1.1 (1.0)	29 (30)	87.9 (96.8)	13 (17)	2.7 (1.9)	
		建築	15 (15)	45 (42)	35 (30)	77.8 (71.4)	34 (28)	1.0 (1.1)	33 (28)	97.1 (100.0)	21 (20)	1.7 (1.5)	
		機械	6 (7)	29 (24)	19 (22)	65.5 (91.7)	17 (18)	1.1 (1.2)	15 (18)	88.2 (100.0)	7 (9)	2.7 (2.4)	
		電気	8 (7)	37 (28)	24 (22)	64.9 (78.6)	22 (20)	1.1 (1.1)	21 (19)	95.5 (95.0)	11 (9)	2.2 (2.4)	
		福祉	14 (22)	63 (69)	51 (60)	81.0 (87.0)	49 (57)	1.0 (1.1)	49 (55)	100.0 (96.5)	27 (28)	1.9 (2.1)	
		児童福祉	14 (9)	24 (19)	21 (16)	87.5 (84.2)	21 (16)	1.0 (1.0)	18 (15)	85.7 (93.8)	14 (11)	1.5 (1.5)	
		児童指導	13 (8)	14 (12)	12 (9)	85.7 (75.0)	12 (9)	1.0 (1.0)	12 (9)	100.0 (100.0)	11 (7)	1.1 (1.3)	
		児童心理	10 (6)	33 (20)	30 (17)	90.9 (85.0)	30 (17)	1.0 (1.0)	28 (16)	93.3 (94.1)	16 (10)	1.9 (1.7)	
	2級職 (主任)	事務	44 (45)	1,093 (1,080)	762 (809)	69.7 (74.9)	159 (181)	4.8 (4.5)	154 (173)	96.9 (95.6)	59 (57)	12.9 (14.2)	
		土木造園 (土木)	5 (6)	35 (43)	19 (31)	54.3 (72.1)	19 (22)	1.0 (1.4)	19 (21)	100.0 (95.5)	6 (7)	3.2 (4.4)	
		建築	4 (9)	26 (38)	20 (25)	76.9 (65.8)	18 (23)	1.1 (1.1)	16 (22)	88.9 (95.7)	6 (10)	3.3 (2.5)	
		福祉	13 (17)	53 (63)	42 (49)	79.2 (77.8)	41 (49)	1.0 (1.0)	37 (46)	90.2 (93.9)	15 (23)	2.8 (2.1)	
		児童福祉	20 (11)	28 (31)	27 (28)	96.4 (90.3)	27 (26)	1.0 (1.1)	27 (26)	100.0 (100.0)	17 (16)	1.6 (1.8)	
		児童指導	9 (5)	13 (11)	12 (10)	92.3 (90.9)	12 (10)	1.0 (1.0)	12 (10)	100.0 (100.0)	9 (5)	1.3 (2.0)	
		児童心理	9 (5)	9 (13)	9 (13)	100.0 (100.0)	9 (13)	1.0 (1.0)	7 (13)	77.8 (100.0)	6 (5)	1.5 (2.6)	
		3級職 (係長級)	児童福祉	6 (6)	15 (13)	13 (11)	86.7 (84.6)	13 (11)	1.0 (1.0)	13 (11)	100.0 (100.0)	7 (6)	1.9 (1.8)
			児童指導	2 (2)	1 (2)	1 (2)	100.0 (100.0)	1 (2)	1.0 (1.0)	1 (2)	100.0 (100.0)	1 (2)	1.0 (1.0)
	児童心理		8 (2)	9 (5)	9 (5)	100.0 (100.0)	9 (5)	1.0 (1.0)	9 (5)	100.0 (100.0)	8 (2)	1.1 (2.5)	
経験者計	319 (308)	3,374 (3,218)	2,443 (2,438)	72.4 (75.8)	841 (849)	2.9 (2.9)	805 (817)	95.7 (96.2)	426 (399)	5.7 (6.1)			
就職氷河期世代	事務	35 (37)	1,359 (2,479)	974 (1,514)	71.7 (61.1)	174 (204)	5.6 (7.4)	160 (191)	92.0 (93.6)	42 (40)	23.2 (37.9)		
合計		1,864 (1,863)	22,348 (28,359)	17,319 (17,731)	77.5 (62.5)	7,639 (8,443)	2.3 (2.1)	6,095 (4,762)	79.8 (56.4)	3,664 (3,321)	4.7 (5.3)		

5 採用試験PR

(1) 23区合同説明会及び特別区職員技術職採用フォーラム

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、23区合同説明会及び特別区職員技術職採用フォーラムは実地での開催を行わず、その代替として「各区・組合紹介」及び「技術職職員紹介」に関するライブ配信を行った。また、ホームページへのアーカイブ動画掲載を行った。

・再生回数（令和4年3月31日時点）

各区・組合紹介動画 28,671回

技術職職員紹介動画 622回

(2) 学校等主催説明会への参加

大学・専門学校等が主催する説明会において、職務の魅力ややりがい、特別区職員採用試験等について積極的にPRを実施。令和3年度においては、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、オンラインを中心に実施した。

・参加実績（延べ）100校、5,798名（令和4年3月31日時点）

(3) 事務局主催のオンライン説明会実施

事務局が実施主体となり、オンライン説明会を企画・実施した。

・実施実績（延べ）4,731名（令和4年3月31日時点）

II 特別区職員採用試験実施に伴う内部職員に対する能力認定

1 制度の目的

職員の能力・資質を開発し、その活用を図るとともに職員の士気の高揚に資するため、「特別区職員採用試験実施に伴う内部職員の能力認定」を採用試験と同時に実施している。

この能力認定は、採用試験を行う職種についてのみ実施しており、受験資格については採用試験より若干緩和しているが、試験方法及び合格基準は採用試験と同一である。

2 受験資格（令和3年度）

I 類

職種(試験区分)	国籍要件	年齢等	経歴・資格・免許	その他		
事務	有	22歳以上32歳未満 (技能系・業務系職員) 40歳未満で、技能系・業務系の職員として引き続き3年以上在職する職員		<ul style="list-style-type: none"> ・活字印刷文による出題に対応できる人(ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。) ・22歳未満の者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人 		
土木造園(土木)						
土木造園(造園)						
建築						
機械						
電気						
福祉	無	22歳以上30歳未満	社会福祉士、児童指導員又は保育士			
心理		40歳未満	心理学科を卒業した人又はこれに相当する人			
衛生監視(衛生)	有	22歳以上30歳未満	食品衛生監視員及び環境衛生監視員			
衛生監視(化学)						
保健師	無	22歳以上40歳未満	保健師			

(注) 試験区分「福祉」における受験資格の「資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者

III 類

職種(試験区分)	国籍要件	年齢等	その他
事務	有	18歳以上22歳未満 (特例職員) 30歳未満で大学(短期大学を除く。)を卒業していない事務系・福祉系・一般技術系・医療技術系職員 (技能系・業務系職員) 30歳未満で大学(短期大学を除く。)を卒業していない人で、技能系・業務系の職員として引き続き3年以上在職する職員	活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

3 実施状況（令和3年度）

内部職員に対する能力認定は、前記Ⅰの採用試験を行う職種について実施した。実施状況は以下のとおりである。

特別区職員能力認定実施状況

区分	申込者数 A(名)	第1次試験			第2次試験			合格者数 (名)	
		受験者数 B(名)	受験率 B/A(%)	合格者数 C(名)	対象者数 D(名)	受験者数 E(名)	受験率 E/D(%)		
Ⅰ類	事務	50	44	88.0	3	1	1	100.0	3
	土木造園 (土木)	3	3	100.0	3	3	3	100.0	3
	土木造園 (造園)	0	-	-	-	-	-	-	-
	建築	1	0	0	0	-	-	-	-
	機械	2	2	100.0	0	-	-	-	-
	電気	2	2	100.0	1	1	1	100.0	1
	福祉	7	7	100.0	4	-	-	-	4
	心理	0	-	-	-	-	-	-	-
	衛生監視 (衛生)	0	-	-	-	-	-	-	-
	衛生監視 (化学)	1	1	100.0	1	1	1	100.0	0
	保健師	1	1	100.0	1	1	1	100.0	1
	小計	67	60	89.6	13	7	7	100.0	12
Ⅲ類	事務	11	10	90.9	0	-	-	-	-
合計	78	70	89.7	13	7	7	100.0	12	

(注) 現に任用されている職種と同一の職種に対応する試験区分を受験した者については、第2次試験を免除する。

Ⅲ 採用選考

任命権者が職員を採用する場合において、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないとしている（地方公務員法第17条の2第1項ただし書）。

本委員会は、この規定に基づき、職員の競争試験及び選考に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第5号）を定め、特定の職について選考により採用している。

なお、本委員会は、地方公務員法第8条第3項及び第5項の規定に基づき、職員の競争試験及び選考の委任に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第6号）を定めており、この規則に基づき、選考を委任する職について選考基準及び方法等を定め、選考権限を任命権者に委任している。

1 令和3年度採用選考（人事委員会選考）実施状況

○ 専門職採用選考

専門職採用選考は、特定の分野における専門的な職務で、専門的知識能力を有する者のつくべき職について実施するものである。選考方法としては、一次選考は任命権者に選考権限を委任（専門職審査会を設置）しており、二次選考は本委員会が行っている。

	合格者数	備考
医療専門職(医師の課長級以上)	18人	14区で実施
行政専門職(法務の課長級)	4人	4区で実施

○ 4条任期付職員採用選考

平成27年度から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「一般職任期付職員法」という。）第4条に基づく採用制度を導入している。

4条任期付職員については、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合に、任期を定めて採用することができるものである。現行では、1級職及び課長級以上の職について選考を実施している。選考方法としては、一次選考は任命権者に選考権限を委任しており、二次選考は本委員会が行っている。

職務の級	合格者数	備考
課長級以上	0人	実施なし
1級職（係員）	24人	4区で実施

2 令和3年度採用選考（任命権者への権限委任分）実施状況

採用選考については、前述の1に掲げる職以外の職に関し、任命権者に選考権限を委任している。

なお、職務分類基準（Ⅰ）1級職への採用選考・転職選考（社会教育、心理、学芸研究、検査技術（Ⅰ類）、栄養士（Ⅰ類））については人事委員会選考として実施していたが、任命権者からの申請に基づき、平成14年度から、任命権者に選考権限を委任している。ただし、「心理」については、平成29年度より人事委員会選考（競争試験）へ変更している。

また、平成16年度から、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育休法」という。）に基づく任期を定めた職員の採用制度を導入している。育休法に基づく育休任期付職員の採用制度については任命権者からの申請により採用基準の整備と選考権限の委任を行っている。

○ 1級職等への採用選考実施状況

(単位：人)

区 分	職 種	合格者数
事 務 系	社会教育	1 (0)
福 祉 系	福 祉	705 (641)
一般技術系	学芸研究	6 (2)
医療技術系	医 師	1 (1)
	歯科衛生	2 (2)
	理学療法	3 (2)
	作業療法	2 (2)
	検査技術	2 (2)
	栄 養 士	19 (18)
	看 護 師	38 (35)
小 計		779 (705)
技 能 系	技能Ⅱ(作業Ⅰ)	13 (0)
	技能Ⅲ(調理・用務)	8 (4)
	技能Ⅵ(作業Ⅲ)	36 (0)
小 計		57 (4)
合 計		836 (709)

(注) ()内は女性数で内数

○ 育児休業に伴う任期付職員採用選考実施状況

(単位：人)

区 分	職 種	合格者数
事 務 系	事 務	223 (154)
福 祉 系	福 祉	53 (53)
一般技術系	建 築	2 (2)
医療技術系	栄 養 士	1 (1)
	保 健 師	8 (8)
合 計		287 (218)

(注) ()内は女性数で内数

○ 任期付短時間勤務職員採用選考実施状況

(単位：人)

区分・職種		職務名	合格者数
技 能 系	技能Ⅲ	作業Ⅱ	29 (28)

(注) ()内は女性数で内数

●参考 一般職任期付職員法第3条による職員採用の状況（任命権者選考：人事委員会承認）

職務の級	合格者数	備考
6級職（部長級）	5	5区で実施
5級職（課長級）	20	10区で実施
4級職（課長補佐）	1	1区で実施
3級職（係長級）	20	10区で実施
2級職（主任）	4	3区で実施

○ 会計年度任用職員の取扱い

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の成立により、一般職の会計年度任用職員制度の創設、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が規定され、令和2年4月1日より制度が運用開始となった。

本委員会は、職員の採用・昇任に関する一般基準の中で、会計年度任用職員の取扱いについて定めている。選考方法としては、包括委任選考と個別委任選考があり、包括委任選考については権限を任命権者に委任し、個別委任選考については、任命権者の申請により、本委員会が承認した場合、任命権者に委任することとしている。

選考方法	採用者数	
	常勤職員の職種表に分類する1級職相当の者	常勤職員の職種表の分類により難いと任命権者が特に認める者
包括委任選考	40,059人(31,380人)	3,584人(2,773人)
個別委任選考	0人	0人

（注）（ ）内は再度の任用の者で内数

IV 転職選考

特別区では、転職を「職員が現に属する職種から、他の職種に転ずること」と定義している。転職事由には① 廃職又は過員によるもの、② 心身の故障等の分限的なもの、③ ①②以外の業務上に必要なものなどがある。

本委員会は、転職の方法として職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で転職の能力実証方法及び資格基準を定めている。採用選考を任命権者に委任している職への転職の際の能力実証については、選考権限を任命権者に委任している。 ※ 特例転職選考は、平成25年度で終了した。

○ 令和3年度転職選考（任命権者への権限委任分）実施状況

（単位：人）

転職前職種 \ 転職後職種		技能Ⅰ	技能Ⅴ	合計
		自動車運転	自動車運転Ⅱ	
技能Ⅱ	作業Ⅰ	1(0)		1(0)
技能Ⅵ	作業Ⅲ		1(0)	1(0)
計		1(0)	1(0)	2(0)

（注）（ ）内は女性数で内数

V 昇任選考

1 主任職昇任選考

主任への昇任については、本委員会において職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で主任職昇任選考の基準及び方法を定め、主任職昇任選考の選考権限を任命権者に委任している。

令和3年度選考の実施概要等は、次のとおりである。

(1) 選考種別及び選考区分

ア 選考種別

「A」、「B」及び「C」とする。

イ 選考区分

各任命権者において定める。

(2) 受験資格

ア A

分類基準（I）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【本則】における採用区分による種別Aの1級職の在職年数（年齢18歳以降のものに限る。以下同じ。）を満たし年齢が41歳未満のもの

イ B

① 分類基準（I）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【本則】における採用区分による種別Bの1級職の在職年数を満たし、年齢が50歳未満のもの

② 分類基準（I）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【特例】における採用区分による種別Bの1級職の在職年数を満たし、年齢が41歳以上50歳未満のもの

ウ C

① 分類基準（I）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【本則】における採用区分による種別Cの1級職の在職年数を満たし、年齢が53歳未満のもの ※当分の間、58歳未満とする。

② 分類基準（I）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【特例】における採用区分による種別Cの1級職の在職年数を満たし、年齢が50歳以上53歳未満のもの ※当分の間、58歳未満とする。

【本則】

資格の基礎となる 採用区分		1級職の在職期間		
		種別A	種別B	種別C
I 類		5年以上	10年以上 20年未満	20年以上
II 類	短大3卒	6年以上	11年以上 21年未満	21年以上
	短大2卒	7年以上	12年以上 22年未満	22年以上

Ⅲ 類	高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者	8年以上	13年以上 23年未満	23年以上
	その他	9年以上	14年以上 24年未満	24年以上
経験者〈1級職〉		3年以上	10年以上 20年未満	20年以上

(注) 採用区分就職氷河期世代については、Ⅰ類の区分を適用する。

【特例】

資格の基礎となる 採用区分		1級職の在職期間	
		種別B	種別C
Ⅰ 類		5年以上 10年未満	5年以上 20年未満
Ⅱ 類	短大3卒	6年以上 11年未満	6年以上 21年未満
	短大2卒	7年以上 12年未満	7年以上 22年未満
Ⅲ 類	高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者	8年以上 13年未満	8年以上 23年未満
	その他	9年以上 14年未満	9年以上 24年未満
経験者〈1級職〉		3年以上 10年未満	3年以上 20年未満

(注) 採用区分就職氷河期世代については、Ⅰ類の区分を適用する。

(3) 選考方法

人事評価及び筆記を基本に各任命権者が定める方法による。

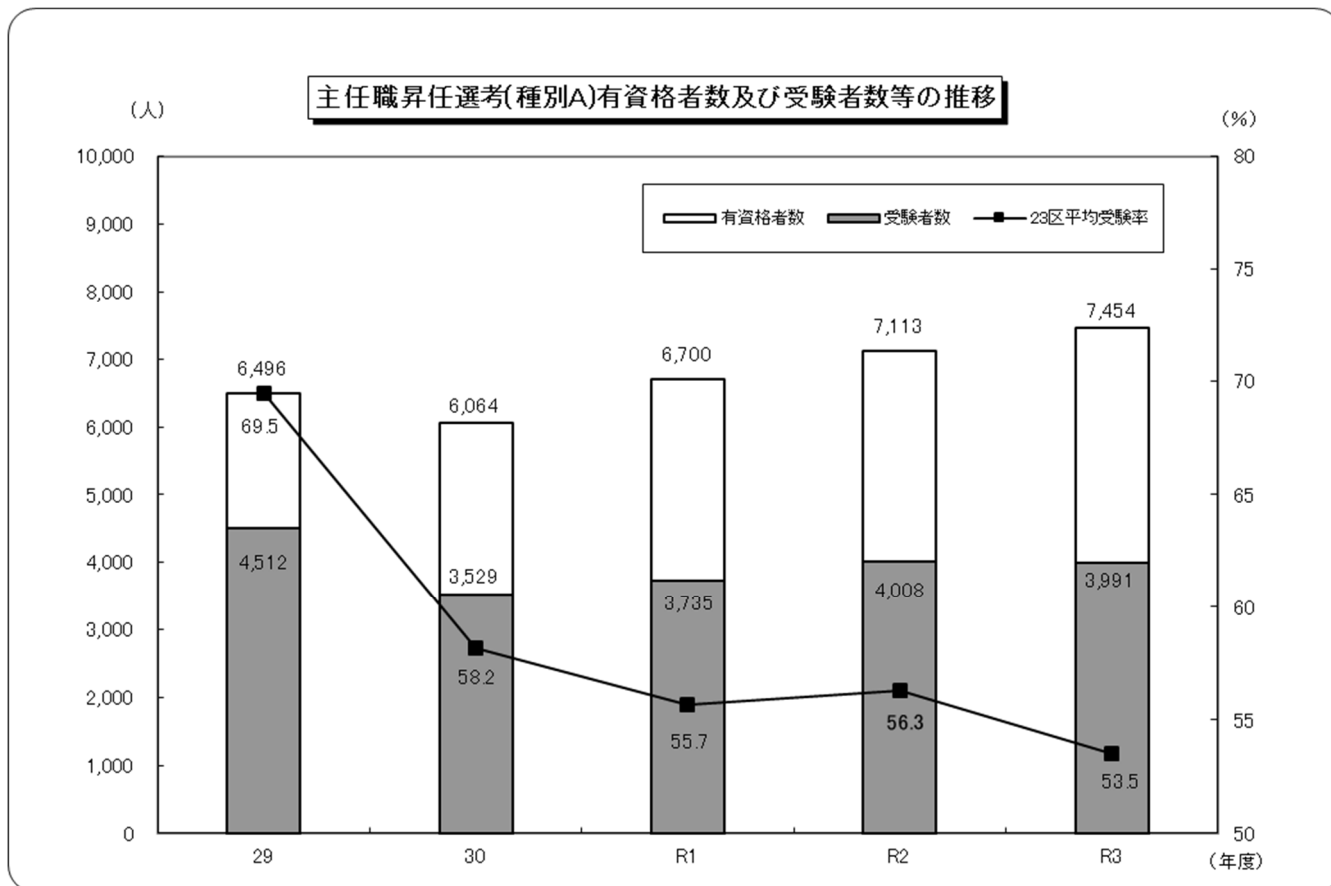
○ 令和3年度主任職昇任選考実施結果概要

(単位：人、%)

区 分	総 計	種別A	種別B	種別C	准看護師
有資格者 a	10,463(6,390)	7,454(4,412)	1,937(1,366)	1,072(612)	—
受験者 b	4,848(2,595)	3,991(2,016)	713(494)	144(85)	—
受験率 b/a	46.3(40.6)	53.5(45.7)	36.8(36.2)	13.4(13.9)	—
合格者 c	1,563(801)	1,273(606)	239(166)	51(29)	—
合格率 c/b	32.2(30.9)	31.9(30.1)	33.5(33.6)	35.4(34.1)	—
昇任率 c/a	14.9(12.5)	17.1(13.7)	12.3(12.2)	4.8(4.7)	—

(注) 総計は種別A・種別B及び種別Cの合計、()内は女性数で内数、准看護師は選考実施区なし。

<参考>



(注) 1 受験率=受験者数/有資格者数

(注) 2 平成 29 年度までは、主任主事昇任選考(短期)の推移

2 技能・業務系昇任選考 (職務分類基準(Ⅱ) 2級職以上の職への昇任選考)

平成17年度から、技能・業務系職員に4層制の任用制度を導入し、1級職、技能主任職、技能長職及び統括技能長職を設置している。

(1) 技能主任職昇任選考

技能主任職への昇任については、本委員会において職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で「技能主任職昇任選考の基準及び方法」を定め、その選考権限を任命権者に委任している。

令和3年度選考の実施概要等は、次のとおりである。

ア 受験資格

分類基準(Ⅱ)の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、1級職に12年以上在職し年齢が58歳未満のもの ※令和4年度まで経過措置を適用

イ 選考方法

人事評価、筆記及び面接とする。

なお、これに基づく選考内容は、各任命権者が定めるものとする。

○ 令和3年度技能主任職昇任選考実施結果概要

(単位：人、%)

区 分	技能主任職
有資格者 a	605 (71)
受 験 者 b	164 (36)
受 験 率 b/a	27.1 (50.7)
合 格 者 c	63 (11)
合 格 率 c/b	38.4 (30.6)
昇 任 率 c/a	10.4 (15.5)

(注) ()内は女性数で内数

(2) 技能長職昇任選考

技能長職昇任選考については、本委員会において職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で、技能長職昇任選考の基準及び方法を定め、その選考権限を任命権者に委任している。

令和3年度選考の実施概要等は、次のとおりである。

ア 受験資格

分類基準(Ⅱ)の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、2級職に4年以上在職し年齢が58歳未満のもの

イ 選考方法

人事評価、筆記及び面接とする。

なお、これに基づく選考内容は、各任命権者が定めるものとする。

○ 令和3年度技能長職昇任選考実施結果概要

(単位：人、%)

区 分	技能長職
有資格者 a	2,381 (479)
受 験 者 b	385 (99)
受 験 率 b/a	16.2 (20.7)
合 格 者 c	82 (16)
合 格 率 c/b	21.3 (16.2)
昇 任 率 c/a	3.4 (3.3)

(注) ()内は女性数で内数

(3) 統括技能長職昇任選考

統括技能長職昇任選考については、本委員会において職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で、統括技能長職昇任選考の基準及び方法を定め、その選考権限を任命権者に委任している。令和3年度選考の実施概要等は、次のとおりである。

ア 受験資格

分類基準(Ⅱ)の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、3級職に3年以上在職し年齢が42歳以上58歳未満のもの

イ 選考方法

人事評価及び面接とする。

なお、これに基づく選考内容は、各任命権者が定めるものとする。

○ 令和3年度統括技能長職昇任選考実施結果概要

(単位：人、%)

区 分	統括技能長職
有資格者 a	134 (16)
受 験 者 b	30 (6)
受 験 率 b/a	22.4 (37.5)
合 格 者 c	11 (1)
合 格 率 c/b	36.7 (16.7)
昇 任 率 c/a	8.2 (6.3)

(注) 1 ()内は女性数で内数

2 8区で選考実施

3 管理職昇任選考

一般の管理職としての課長級の職への昇任選考は、第一次選考と第二次選考とに分かれているが、そのうち第一次選考については、「管理職選考」として年度ごとに実施要綱を定め、本委員会の統一選考として実施している。

令和3年度の管理職選考の実施概要等は、次のとおりである。

(1) 選考種別及び区分

- ア I 類 事務系（1区分）
技術系（3区分）
- イ II 類 事務系（1区分）
技術系（1区分）

(2) 受験資格等

ア I 類

(ア) 受験資格

日本国籍を有する実施要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、基準日現在、年齢 55 歳未満で、主任以上の職にあり、その在職期間が 6 年以上の人（全部、分割又は免除受験方式で受験する場合であって、経験者採用制度等により採用された人が受験する場合を除く。）

※ 経験者採用制度等により採用された人及び前倒し受験方式で受験する人については、実施要綱に定めるとおりとする。

(イ) 受験方式

全部受験方式：受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式

分割受験方式：受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

免除受験方式：択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式

前倒し受験方式：主任の職にあり、その在職期間が 3～5 年目の人（経験者採用制度により採用された人等の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみ受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

(ウ) 選考方法

筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問による。

(エ) 択一・短答式問題受験の免除資格

択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人には、原則として、受験翌年度以降の 3 年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

※ 翌年度に I 類（全部、分割、免除）の受験資格を満たさない者については、原則として、受験資格を満たす年度以降 3 年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

イ II 類

(ア) 受験資格

日本国籍を有する実施要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、基準日現在、年齢 46 歳以上 56 歳未満で、課長補佐職にあり、その在職期間が 2 年以上の人

(イ) 選考方法

筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問による。

(3) 実施状況

別表1及び別表2のとおり

別表1

令和3年度管理職選考実施状況（合格者決定）

I類（全部及び免除受験方式）及びII類

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）			
		3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	
I類	事務	338	334	4	207	201	6	118	110	8	34.9	32.9	2.0	
	技術	I	60	63	△3	18	23	△5	12	15	△3	20.0	23.8	△3.8
		II	29	30	△1	14	18	△4	12	12	0	41.4	40.0	1.4
		III	48	42	6	11	10	1	7	5	2	14.6	11.9	2.7
	小計	137	135	2	43	51	△8	31	32	△1	22.6	23.7	△1.1	
I類計	475	469	6	250	252	△2	149	142	7	31.4	30.3	1.1		
II類	事務	42	52	△10	41	46	△5	33	36	△3	78.6	69.2	9.4	
	技術	22	15	7	13	10	3	11	9	2	50.0	60.0	△10.0	
	II類計	64	67	△3	54	56	△2	44	45	△1	68.8	67.2	1.6	
合計		539	536	3	304	308	△4	193	187	6	35.8	34.9	0.9	

I類（全部受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）			
		3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	
I類 （全部）	事務	175	157	18	89	81	8	59	49	10	33.7	31.2	2.5	
	技術	I	27	29	△2	5	8	△3	4	5	△1	14.8	17.2	△2.4
		II	16	13	3	8	8	0	7	5	2	43.8	38.5	5.3
		III	13	18	△5	2	4	△2	1	2	△1	7.7	11.1	△3.4
	小計	56	60	△4	15	20	△5	12	12	0	21.4	20.0	1.4	
合計	231	217	14	104	101	3	71	61	10	30.7	28.1	2.6		

I類（免除受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）			
		3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	
I類 （免除）	事務	163	177	△14	118	120	△2	59	61	△2	36.2	34.5	1.7	
	技術	I	33	34	△1	13	15	△2	8	10	△2	24.2	29.4	△5.2
		II	13	17	△4	6	10	△4	5	7	△2	38.5	41.2	△2.7
		III	35	24	11	9	6	3	6	3	3	17.1	12.5	4.6
	小計	81	75	6	28	31	△3	19	20	△1	23.5	26.7	△3.2	
合計	244	252	△8	146	151	△5	78	81	△3	32.0	32.1	△0.1		

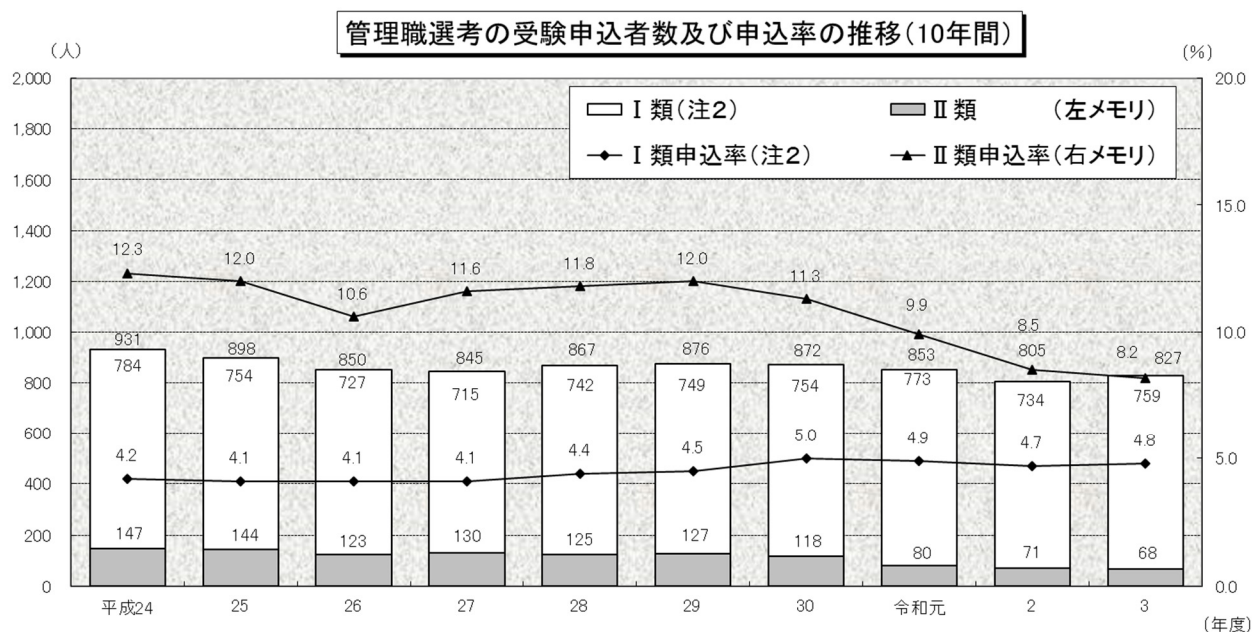
令和3年度管理職選考実施状況（免除者決定）

（単位：人、％）

	対象者数					免除者数				免除率			
	計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			
		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し	
		A	A1	A2		A3	B	B1		B2	B3	B/A	B1/A1
事務	486	114	121	251	132	20	30	82	27.2	17.5	24.8	32.7	
技術	I	78	21	34	23	24	9	9	6	30.8	42.9	26.5	26.1
	II	37	9	10	18	15	1	4	10	40.5	11.1	40.0	55.6
	III	51	11	23	17	15	6	7	2	29.4	54.5	30.4	11.8
	小計	166	41	67	58	54	16	20	18	32.5	39.0	29.9	31.0
合計	652	155	188	309	186	36	50	100	28.5	23.2	26.6	32.4	

- (注) 1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数
 2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、合格にいたらなかった人
 3 分割とは、分割受験方式で受験した人
 4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人
 5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出

<参考>



(注) 全部、分割及び免除受験方式の受験申込者数及び申込率

第3章 労働基準監督機関としての事務

労働基準法（以下「労基法」という。）、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）及び船員法においては、労働者の労働条件を保護するため、所定の行政機関が監督権を行使することとされている。この機関を労働基準監督機関といい、通常は労働基準監督署又は船員労務官がこれに当たるが、地方公務員は、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、非現業職員（労基法別表第1第11号、第12号及び別表第1に掲げる事業以外の官公署に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体にあつてはその長）が労働基準監督機関としての権限を行使している。

本委員会が、労働基準監督機関として行う職権行使に関する事務は、次のとおりである。

I 許認可等の事務

職員の適切な勤務条件、安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、労基法及び安衛法では、使用者が職員の勤務条件、施設、設備等を管理するに当たり、一定の基準を遵守させるため、あらかじめ労働基準監督機関の許可を得ること等を要件としている。

本委員会が、労働基準監督機関として行っている許認可等の主なものは、次のとおりである。

1 許可

- (1) 非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働の許可（労基法第33条）
- (2) 断続的な宿直又は日直勤務の許可（労基法第41条）
- (3) 監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可（労基法第41条）

2 認定

- (1) 解雇制限除外の認定（労基法第19条）
- (2) 解雇予告除外の認定（労基法第20条）

3 届出の受理

- (1) 時間外労働・休日労働に関する協定届（労基法第36条）
- (2) ボイラー等の設置及び変更の届（安衛法第88条）
- (3) 機械等の設置、移転及び変更に関する計画の届（安衛法第88条）

4 報告の受理

- (1) 適用事業報告（労基法第104条の2）
- (2) 総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医の選任報告（安衛法第10・12・13条）
- (3) 定期健康診断等結果報告（安衛法第66条）
- (4) 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告（安衛法第66条）
- (5) 職員死傷病報告（安衛則第97条）
- (6) 事故報告（安衛則第96条）
- (7) 機械等の設置、使用休止及び廃止報告（安衛法第100条）

<令和3年度実績>

項 目	件 数
断続的な宿直又は日直勤務の許可申請	3件
監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	3件
解雇予告除外認定	9件
時間外・休日労働に関する協定届	1,606件
総括安全衛生管理者・衛生管理者・産業医選任報告	185件
定期健康診断等結果報告	183件
職員死傷病報告	14件
事故報告	0件
機械等の落成・変更等各検査申請	3件
機械等の設置・変更届等	16件
機械等の休止・廃止報告	32件
機械等検査証再交付・書替申請	0件

II ボイラー等の検査

安衛法及び同法に基づく政令等では、ボイラー等を設置する時又は必要の都度に、一定の基準以上の性能を維持し使用に十分耐え得るかを検査することが義務付けられているため、本委員会が検査を実施している。検査に当たっては、ボイラー等の保守管理及び操作に関する指導を併せて行い、労働災害発生の防止に努めている（安衛法第38条等）。

なお、23区のボイラー等の設置状況は、別表1のとおりである。

<令和3年度実績>

(単位：基)

項 目	ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン	計
落成検査	2	0	/	0	2
変更検査	0	0	0	0	0
使用再開検査	0	1	0	0	1
計	2	1	0	0	3

III 定期監督

毎年度当初に決定する基本方針と実施計画に基づき、職員の勤務条件（勤務時間、休憩、休日等）及び執務環境等が、労基法及び安衛法その他関係法令に適合しているかどうかを、事業場において調査・監督している。

監督の結果、法令違反事項があった場合は、区長及び事業場長に是正するよう通知し、結果の報告を求めている。

<令和3年度実績>

事 業	月 別 実 績												計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
区民行政施設		1	4	3		5	3	3	3				22
教育施設		3	7	1		6	5	5	1				28
計		4	11	4		11	8	8	4				50

結果の概要

実施事業場 50か所

指摘事項 193件（49事業場）

<指摘の概要>

○勤務時間管理（59件）

・退勤時刻と超過勤務命令時間が乖離している等

○休憩時間（1件）

・適切な休憩時間を与えられていない。

○時間外・休日労働に係る協定（5件）

・協定時間を超えて、時間外・休日労働を行わせている等

○会計年度任用職員の勤務条件（8件）

・勤務実態が勤務条件通知書と異なっている等

○週休日の変更（29件）

・あらかじめ振替命令簿で、「勤務することを命ずることとなる日」及び「替わりに週休日とした日」を特定していない等

○面接指導（13件）

・1か月あたり80時間を超えて時間外労働を行った職員に対する適切な事後措置が講じられていない等

○安全衛生管理体制（28件）

・衛生管理者が選任されていない。産業医が選任されていない。衛生委員会を基準に基づいた回数実施していない等

○事務所の衛生管理（1件）

・大掃除、害虫駆除調査等を定期的には実施していない。

○工作機械・木材加工用機械の安全管理（4件）

・卓上ボール盤等が固定されていない等

○有害物管理（45件）

・薬品台帳・化学物質等安全データシートの整備が不十分である。ガラス製薬品容器の一部に接触割れ防止の措置がされていない等

申告に基づく監督等

特別区人事委員会に職員から労基法及び安衛法に違反する事実がある旨の申告等があった場合に、その事実を調査し適切な措置を講じるため、監督等を実施する。

<令和3年度実績> 3件（情報提供による立ち入り調査を実施）

IV 労働安全衛生普及活動

総合的な労働安全衛生対策を進めるに当たっては、労働が健康に与える影響や健康障害等を防ぐための安全衛生管理体制及び作業環境管理等についての正しい知識が必要である。その知識の普及のため、次の事業を実施している。

労働安全衛生講演会

各区の労働安全衛生担当者等の安全衛生意識の高揚を図るため、講演会を開催している。

<令和3年度実績>

(1) 開催年月日 令和3年11月10日（水）

- (2) 開催場所 東京区政会館20階 202・203会議室
- (3) 演 題 「地方自治体のテレワーク導入のポイント」
- (4) 講 師 帝京大学産学連携推進センター長・教授 中西 穂高 氏
- (5) 受 講 者 34名

※他にも区の要請により安全衛生法等に係る研修を実施（2件）

(別表1)

ボイラー等の設置状況

(令和4年4月1日現在)

区分 区名	ボイラー (伝熱面積 m ²)			第一種压力容器 (内容積 m ³)					ゴンドラ (積載荷重 t)			クレーン (吊り上げ 荷重 t)	合 計	
	5以上 10未満		10以上 40未満	0.5未満		0.5以上 1未満	1以上 2未満	2以上 5未満	5以上 10未満	10以上 30未満	小 計			
	5未満	小 計	小 計	0.5未満	0.5以上 1未満	1以上 2未満	2以上 5未満	5以上 10未満	10以上 30未満	0.25未満	0.25以上			小 計
千代田		0		2				1				3	0	3
中央		0										0	0	0
港		0		2				2				4	1	5
新宿		0										0	1	2
文京		0				2						2	10	19
台東	2	2										0	0	2
墨田	1	3		2		1		1				4	1	8
江東		0										0	2	3
品川		0		6	1	2		1				10	0	10
目黒		2	2	6	1	1		2	1			10	0	12
大田		0		6		1						7	1	9
世田谷		3						1				1	0	4
渋谷		1										0	2	3
中野		0										0	0	0
杉並		0										0	1	1
豊島		0		2	4	2		2				10	2	13
北		0		8	2			2				12	1	15
荒川		0										0	0	0
板橋		0		2								2	0	2
練馬		0		12	4			1	4			21	5	27
足立		0		1								1	6	7
葛飾		0		2								2	0	2
江戸川	1	2		3				1	1			5	2	9
合 計	3	13	7	54	12	8	9	11	0	34	15	94	49	158

(注) 上表のうち令4.4.1現在の休止は9基 (第一種压力容器 9基)

第4章 職員団体等に関する事務

I 職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体の組織及び運営が自主的かつ民主的であるかどうかを、公平・中立な第三者機関である人事委員会（又は公平委員会）が確認し、公証するための制度である（地方公務員法第53条）。

登録されるための要件は、次のとおりである。

- ① 職員団体の規約で一定事項が定められていること（地方公務員法第53条第2項）。
- ② 職員団体の重要事項が一定の民主的手続により決定されていること（地方公務員法第53条第3項）。
- ③ 職員団体の構成員が同一地方公共団体の職員（警察職員及び消防職員は除かれる。）のみで組織されていること（地方公務員法第53条第4項）。

登録の効果は、次のとおりである。

- ① 地方公共団体は、登録職員団体からの交渉の申入れについて応諾すべき地位に立つこと（地方公務員法第55条第1項）。
- ② 法人格取得資格を得ること（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項第3号）。
- ③ 在籍専従役員として従事し得ること（地方公務員法第55条の2）。

本委員会が登録している職員団体は、次のとおりである。

職員団体の登録状況

（令和4年3月31日現在）

番号	区名	名称	所在地	登録年月日	法人の申出受理年月日
1	大田	大田区職員労働組合	大田区大森西1-12-1 大森地域庁舎内	昭和44. 1. 13	昭和44. 1. 13
2	千代田	東京都千代田区職員労働組合	千代田区九段南1-6-11 区役所内	〃	〃
3	中央	東京都中央区職員労働組合	中央区築地1-1-1 区役所内	〃	〃
4	港	東京都港区職員労働組合	港区芝公園1-5-25 区役所内	〃	〃
5	新宿	東京都新宿区職員労働組合	新宿区歌舞伎町1-4-1 区役所内	〃	〃
6	文京	東京都文京区職員労働組合	文京区春日1-16-21 区役所内	〃	〃
7	台東	東京都台東区職員労働組合	台東区東上野4-5-6 区役所内	〃	〃
8	墨田	墨田区職員労働組合	墨田区吾妻橋1-23-20 区役所内	〃	〃
9	江東	東京都江東区職員労働組合	江東区東陽4-11-28 区役所内	〃	〃
10	品川	東京都品川区職員労働組合	品川区広町2-1-36 区役所内	〃	〃
11	目黒	東京都目黒区職員労働組合	目黒区上目黒2-19-15 区役所内	〃	〃

番 号	区 名	名 称	所 在 地	登 録 年 月 日	法人の申出受理 年 月 日
1 2	世田谷	世田谷区 職員労働組合	世田谷区世田谷4-21-27 区役所内	44. 1. 13	44. 1. 13
1 3	渋谷	渋谷区 職員労働組合	渋谷区宇田川町1-1 区役所内	〃	〃
1 4	中野	中野区 職員労働組合	中野区中野4-8-1 区役所内	〃	〃
1 5	杉並	東京都杉並区 職員労働組合	杉並区阿佐ヶ谷南1-15-1 区役所内	〃	〃
1 6	豊島	東京都豊島区 職員労働組合	豊島区南池袋2-45-1 区役所内	〃	〃
1 7	北	東京都北区 職員労働組合	北区王子本町1-15-22 区役所内	〃	45. 2. 10
1 8	荒川	東京都荒川区 職員労働組合	荒川区荒川2-2-3 区役所内	〃	44. 1. 13
1 9	板橋	東京都板橋区 職員労働組合	板橋区板橋2-66-1 区役所内	〃	〃
2 0	練馬	練馬区 職員労働組合	練馬区豊玉北6-12-1 区役所内	〃	〃
2 1	足立	東京都足立区 職員労働組合	足立区千住1-4-18 区役所内	〃	〃
2 2	葛飾	東京都職員 労働組合葛飾支部	葛飾区立石5-13-1 区役所内	〃	〃
2 3	江戸川	江戸川区 職員労働組合	江戸川区中央1-4-1 区役所内	〃	〃
2 4	台東	東京都台東区役所 職員労働組合	台東区東上野4-5-6 区役所内	47. 11. 18	47. 11. 18
2 5	豊島	豊島区教職員組合	豊島区南池袋2-40-15	53. 2. 22	53. 2. 22
2 6	江東	東京都教職員組合	江東区扇橋1-12-20 江東教育会館内	55. 1. 17	55. 1. 17
2 7	墨田	墨田区教職員組合	墨田区太平1-30-11 松本ビル1階	57. 2. 18	57. 2. 18
2 8	北	全北区 職員連絡協議会	北区王子本町1-15-22 区役所内	57. 3. 5	57. 3. 5
2 9	北	東京都北区 職員団体評議会	北区王子本町1-15-22 区役所内	57. 6. 11	57. 6. 11
3 0	北	北区教職員組合	北区西ヶ原2-24-8 北区教育会館内	57. 7. 2	57. 7. 2
3 1	足立	東京都教職員組合 足立支部	足立区中央本町1-5-1 足立区教育会館	57. 12. 14	57. 12. 14
3 2	世田谷	世田谷区 教職員組合	世田谷区世田谷1-41-12	58. 1. 18	58. 1. 18
3 3	杉並	杉並区教職員組合	杉並区桃井2-3-5	59. 6. 18	59. 6. 18
3 4	葛飾	葛飾区教職員組合	葛飾区新宿1-15-14	平成 元. 12. 1	平成 元. 12. 1
3 5	江戸川	江戸川区 教職員組合	江戸川区中央3-7-11-102 江戸川区平和運動センター内	2. 11. 6	2. 11. 6

番 号	区 名	名 称	所 在 地	登 録 年 月 日	法人の申出受理 年 月 日
36	渋谷	渋谷区教職員組合	渋谷区笹塚3-10-1 渋谷区立笹塚中学校内	6. 1. 10	6. 1. 10
37	江戸川	東京都教職員組合 江戸川支部	江戸川区松本1-32-8 江戸川教育会館内	6. 7. 21	6. 7. 21
38	大田	東京都教職員組合 大田支部	大田区蒲田5-36-2 相互蒲田ビル802・803号室	6. 11. 25	6. 11. 25
39	世田谷	東京都教職員組合 世田谷支部	世田谷区若林4-30-10 岡元ビル内	7. 6. 6	7. 6. 6
40	豊島	豊島区職員労働組合 (ネットワーク豊島)	豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所内	8. 6. 25	—————
41	江東	江東区公立学校 教職員組合	江東区北砂6-16-28 砂町中学校内	8. 8. 13	8. 8. 13
42	清掃一組	東京清掃労働組合 墨田清掃工場支部	墨田区東墨田1-10-23 墨田清掃工場内	13. 12. 26	—————
43	新宿	新宿区学校事務 職員評議会	さいたま市見沼区東大宮 7-4-23	14. 1. 17	—————
44	墨田	墨田区職員労働組合 「連帯墨田」	墨田区吾妻橋1-23-20 墨田区役所内	14. 7. 19	—————
45	清掃一組	東京清掃労働組合 有明工場支部	江東区有明2-3-10 有明清掃工場内	14. 12. 17	—————
46	北	東京清掃労働組合 北支部	北区豊島8-4-3 北区清掃事務所内	14. 12. 24	—————
47	葛飾	東京都教職員組合 葛飾支部	葛飾区立石1-7-12 葛飾教育会館内	16. 7. 28	16. 7. 28
48	杉並	自治体労働者組合 ・杉並	杉並区西荻南3-5-20	17. 9. 1	—————
49	大田	東京清掃労働組合 調布支部	大田区田園調布本町32-12 大田区調布清掃事務所内	18. 3. 15	—————
50	練馬	東京都教職員組合 練馬支部	練馬区豊玉中3-23-20	18. 8. 22	18. 8. 22
51	清掃一組	東京清掃労働組合 一部事務組合総支部	千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館15階	18. 9. 28	—————
52	中野	東京都教職員組合 中野支部	中野区東中野5-27-22 中野区教職員互助会研究室内	20. 10. 31	20. 10. 31
53	中野	中野区一般職 非常勤・臨時・ 任期付職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	29. 3. 22	—————
54	豊島	公共一般豊島区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	令和 2. 3. 27	—————
55	杉並	公共一般杉並区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2. 4. 24	—————

番 号	区 名	名 称	所 在 地	登 録 年 月 日	法人の申出受理 年 月 日
56	大 田	公共一般大田区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	”	————
57	板 橋	公共一般板橋区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.4.30	————
58	台 東	公共一般台東区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	”	————
59	中 央	公共一般中央区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.5.7	————
60	江 東	地方公共団体 一般職非常勤等 職員労働組合江東	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.5.28	————
61	練 馬	公共一般練馬区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.6.18	————
62	墨 田	公共一般墨田区 会計年度任用職員 労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.7.17	————
63	品 川	公共一般品川区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.7.17	————
64	足 立	公共一般足立区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.8.7	————
65	板 橋	連帯労働者組合 板橋区パート	板橋区板橋2-44-20-203 ヴァンクール板橋連帯 労働者組合事務所内	2.8.12	————
66	練 馬	練馬区立図書館 専門員労働組合	練馬区光が丘4-1-5 練馬区立光が丘図書館内	2.9.9	————
67	文 京	公共一般文京区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	3.1.27	————

番 号	区 名	名 称	所 在 地	登 録 年 月 日	法人の申出受理 年 月 日
68	世田谷	公共一般世田谷区 会計年度任用職員 労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	3.2.17	—————

II 職員団体等に対する規約の認証

昭和53年9月8日、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）が施行され、現行の国家公務員法及び地方公務員法においては登録が受けられず、法人格を取得できない職員団体が、職員団体等に対する法人格付与に関する法律に基づき規約等の認証を受け登記することにより、法人格が付与されることとなり、人事委員会（又は公平委員会）が同法の規定する認証機関としての事務を行うこととなった。

なお、これまで本委員会が規約等の認証をした事例はない。

III 管理職員等の範囲の決定

管理職員等とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は、人事委員会規則（又は公平委員会規則）で定めることとされている（地方公務員法第52条第3項ただし書及び第4項）。

管理職員等の範囲を決定することは、本来、各地方公共団体における法令その他による職制及び権限分配の実体に基づき、客観的に定まるものであるが、ときに労使間に紛議を生じることもあり得るので、公平・中立な第三者機関である人事委員会（又は公平委員会）が予め、これを確認し、規則で定めることとしたものである。

第5章 公平審査等の事務

現行法における公務員制度は、行政の民主的、かつ、能率的な運営を図るために、職員が全力をあげて職務に専念できるよう、給与、勤務条件その他身分取扱上の諸権利を職員に保障している。

公平審査事務は、職員から保障の請求があった場合に人事委員会（又は公平委員会）が審査するもので、準司法的機能に係る事務である。

公平審査事務には、地方公務員法第8条第1項第9号による勤務条件に関する措置要求の審査に関する事務と同項第10号による不利益処分に関する審査請求の審査に関する事務がある。

I 勤務条件に関する措置要求の審査

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会（又は公平委員会）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。

勤務条件に関する措置要求があったとき、人事委員会（又は公平委員会）は、事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、自己の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない（地方公務員法第47条）。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

平成29年度から令和3年度までの本委員会における措置要求事案の処理状況は、次のとおりである。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度までの未処理件数	3	3	3	0	2
要求件数（新規）	2	1	2	1	4
処 理 件 数	2	1	5	0	1
未 処 理 件 数	3	3	0	1	5

※令和2年度の「未処理件数」と令和3年度の「前年度までの未処理件数」は、判定取消請求事件判決による判定の一部取消があったため、一致しない。

(2) 完結した事案の内容（令和3年度）

番号	事 件 番 号	要求内容	判 定 年 月 日
1	令和2年（行）第1号	勤勉手当から徴収し拠出金額の一部返還等を求める行政措置要求事案	棄 却 4. 3. 18

II 不利益処分に関する審査請求の審査

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会（又は公平委員会）に対してのみ審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2第1項）。

不利益処分に関する審査請求を受理したとき、人事委員会（又は公平委員会）は、直ちにその事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者に職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない（地

方公務員法第50条)。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたものであり、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度である。

平成29年度から令和3年度までの本委員会における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 審査請求に関する件数

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度までの未処理件数	277	276	279	281	271
請求件数(新規)	2	9	2	1	7
処理件数	3	6	0	11	6
未処理件数	276	279	281	271	272

(2) 完結した事案の内容(令和3年度)

番号	事案番号	請求内容	裁決年月日
1	令和元年(不)第1号	懲戒免職処分取消請求事案	請求棄却 3.6.8
2	令和3年(不)第1号	事案名なし(退職手当に係る在職期間を通算しないことの取消しを求める事案)	受理前却下 3.9.28
3	令和2年(不)第2号	休職(期間更新)処分取消請求事案	処分取消 3.10.18
4	令和3年(不)第2号	減給処分取消請求事案	取下げ 3.11.22
5	令和3年(不)第4号	事案名なし(口頭注意の取消しを求める事案)	受理前却下 4.3.8
6	令和3年(不)第5号	事案名なし(公益通報に係る再検証の求めに対する通知の取り消しを求める事案)	受理前却下 4.3.8

Ⅲ その他の事務

1 苦情処理

職員は、人事委員会(又は公平委員会)に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談を行うことができる(地方公務員法第8条第1項第11号)。

平成29年度から令和3年度までに本委員会が受けた相談件数は、次のとおりである。

苦情相談に関する件数

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度までの未処理件数	3	3	5	6	17
相談件数(新規)	18	17	32	57	49
処理件数	18	15	31	46	62
未処理件数	3	5	6	17	4

2 学校医等の公務災害補償の審査

特別区立学校の学校医等の公務上の災害等について、その認定、療養の方法、補償金額の決定その他の補償の実施に関して学校医等から審査の申立てがあったときは、人事委員会（又は公平委員会）は、事案を審査し、裁定を行う（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条等）。

なお、これまで本委員会が学校医等の公務災害補償の審査をした事例はない。

3 退職手当支給制限等の処分に係る諮問に関する調査審議

各区の職員の退職手当に関する条例により、退職した者や遺族等に対する退職手当の支給制限・返納命令については、手続きの適正や権利保護を図る必要性が特に高いため、人事委員会への諮問が必要とされている。

各区から退職手当支給制限等の処分に係る諮問を受けたとき、本委員会は、同諮問について調査審議をし、答申をする。

平成29年度から令和3年度までに本委員会が受けた諮問件数は、次のとおりである。

退職手当支給制限等の処分に係る諮問に関する件数 (単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度までの未処理件数	0	0	0	0	0
諮問件数（新規）	0	0	0	1	1
処理件数	0	0	0	1	0
未処理件数	0	0	0	0	1

4 退職管理の適正の確保

離職後に営利企業等に再就職した元職員（再就職者）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該地方公共団体等と当該営利企業等又はその子法人との間の契約等事務（離職前5年間の職務に属するもの）に関し、離職後2年間、職務上の行為についての要求、依頼が禁止されている（地方公務員法第38条の2）。

この再就職者による依頼等の規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が調査を実施することになるが、その際、人事委員会（又は公平委員会）は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する（地方公務員法第38条の3～第38条の5）。

第6章 給与関係事務

人事委員会の権限の一つとして、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、その成果を議会及び長に提出することが、地方公務員法に定められている。本委員会は、特別区職員給与等実態調査や職種別民間給与実態調査を実施し、これらの調査をもとに職員の給与等に関する報告及び勧告を行っている。また、人事行政の専門機関として、職員に関する条例の制定改廃に関して各特別区の議会及び区長に意見の申出等を行っている。

I 令和3年特別区職員給与等実態調査の結果

特別区職員給与等実態調査は、各特別区における「職員の給与に関する条例」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例」、「学校教育職員の給与に関する条例」、「中等教育学校教育職員の給与等に関する条例」又は「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、任用・給与制度の研究や職員の給与勧告に必要な基礎資料を得るため、各特別区の任命権者に依頼し、毎年実施している。

本調査は4月1日を調査基準日としており、基準日に在職している職員を対象としているが、退職者や育児休業中の職員等は除かれる。

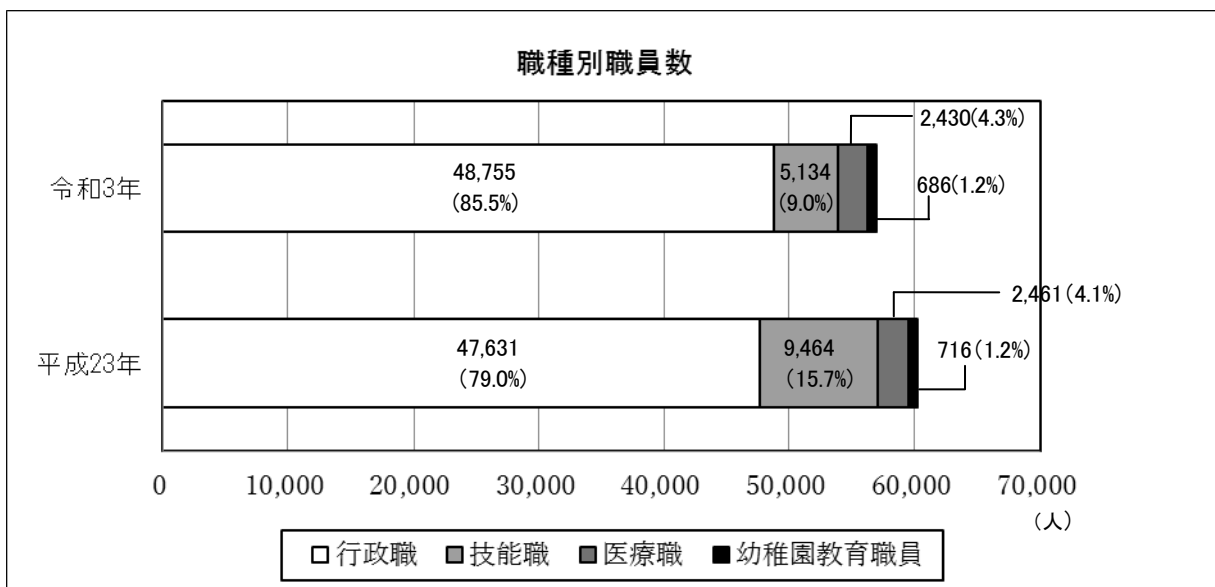
1 在職状況

(1) 職員数

令和3年4月1日に在職する職員は57,005人となっており、前年に比べ42人減っている。

職種別の職員数及び構成比は、行政職が48,755人(85.5%)で最も多く、以下、技能職が5,134人(9.0%)、医療職が2,430人(4.3%)、幼稚園教育職員が686人(1.2%)である。

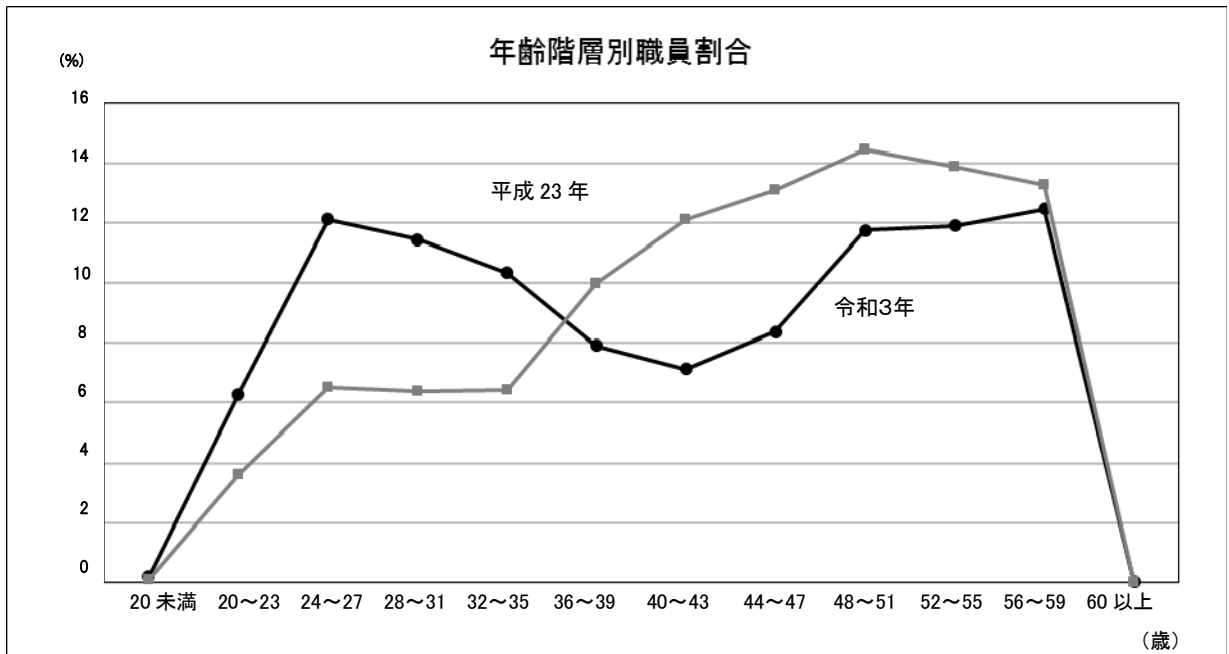
また、職種ごとの職員数を10年前の平成23年と比較すると、行政職が1,124人増加し、技能職は4,330人、医療職は31人、幼稚園教育職員は30人減少している。



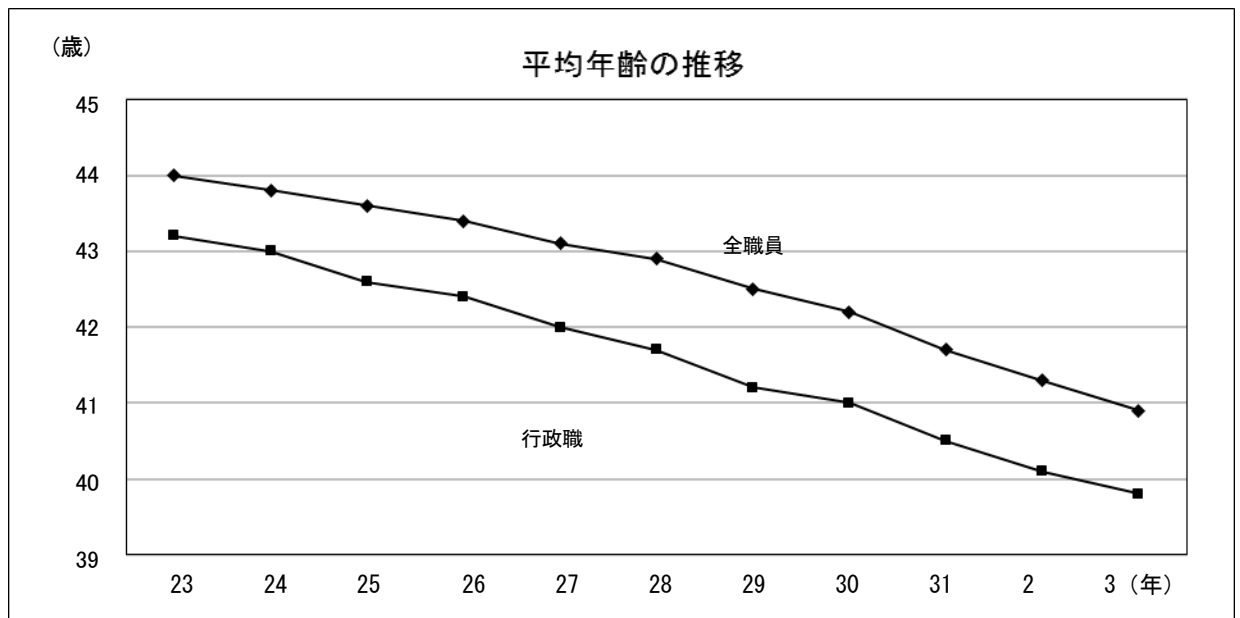
(注) 「行政職」は事務・一般技術・福祉系職員、「技能職」は技能・業務系職員、「医療職」は医療技術系職員を示す。

(2) 年齢構成

年齢階層別の職員構成を10年前の平成23年と比較すると、30歳台後半以降の職員割合が減少する一方で、30歳台前半までの職員割合が大幅に増加している。



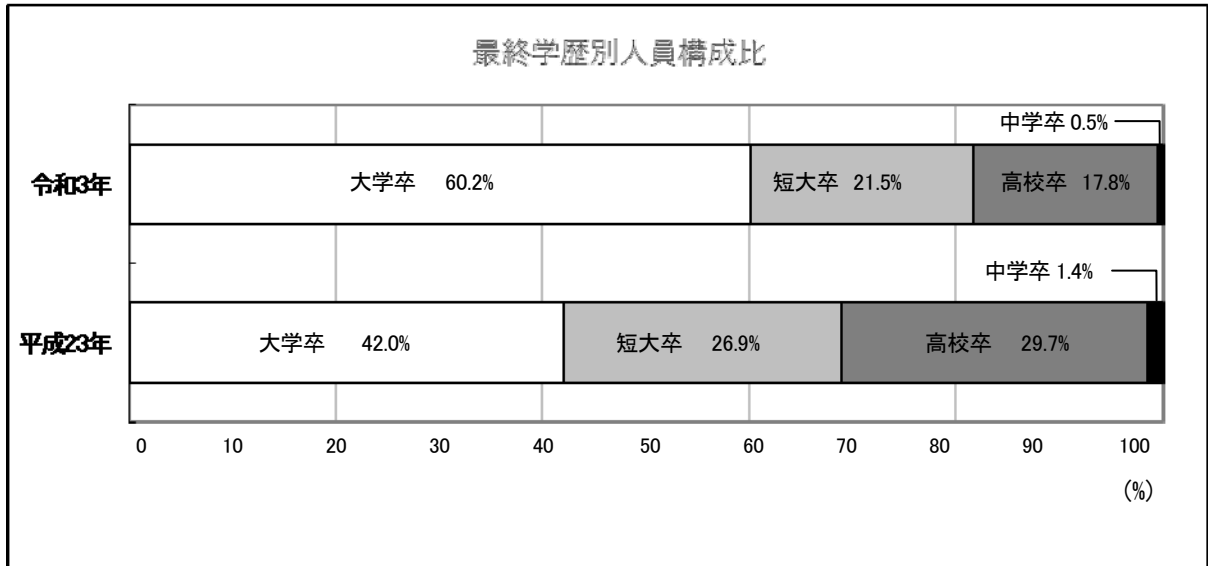
また、平均年齢は全職員で40.9歳（前年比△0.4歳）、行政職では39.8歳（前年比△0.3歳）である。



(3) 学歴構成

職員の最終学歴別構成は、全職員で見ると、大学卒が60.2%、短大卒が21.5%、高校卒が17.8%、中学卒が0.5%である。

また、10年前の平成23年と比較すると、大学卒の職員割合が増加している一方で、短大卒、高校卒及び中学卒の職員割合が減少している。



2 職員の給与

(1) 平均給与月額

全職員の平均給与月額は374,302円で、前年に比べ2,829円減であった。

(単位：円、歳)

	計	平均給与月額					平均年齢
		給料月額	扶養手当	地域手当	管理職手当	その他	
全職員	374,302 (377,131)	299,843 (302,136)	4,865 (4,988)	61,653 (62,157)	3,642 (3,763)	4,298 (4,088)	40.9 (41.3)
行政職	372,855	298,651	4,662	61,409	3,802	4,330	39.8
技能職	374,200	303,079	7,835	62,123	—	1,163	51.9
医療職(一)	908,003	478,551	6,527	116,508	97,459	208,958	51.0
医療職(二)	400,124	327,236	3,494	66,284	689	2,421	45.7
医療職(三)	372,664	302,656	3,132	61,487	1,650	3,739	42.1
幼稚園教育職員	403,991	311,702	2,587	66,255	16,986	6,461	35.9

(注) 1 ()は、令和2年の調査結果である。

2 医療職(一)は医師・歯科医師、医療職(二)は栄養士・検査技術等、医療職(三)は保健師・看護師等が該当する。

3 「その他」は、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)及び寒冷地手当の計である。

4 「計」は、支給総額を適用人員で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

(2) 扶養手当

扶養手当は、全職員の 29.6%にあたる 16,877 人が受給している。

平均支給月額、全職員 1 人当たりの平均で 4,865 円、支給されている職員 1 人当たりの平均は 16,433 円である。

(単位：人、%)

区 分	人員	割合
支給されている職員	16,877	29.6
うち、配偶者を扶養している職員 (6,000 円支給)	6,045	10.6
うち、子を扶養している職員 (9,000 円支給)	13,752	24.1
うち、配偶者を欠く一子を扶養している職員 (13,000 円支給) (特例措置)	139	0.2
うち、父母等を扶養している職員 (6,000 円支給)	1,125	2.0
うち、特定期間にある子を扶養している職員 (子一人につき 4,000 円加算)	5,934	10.4
支給されていない職員	40,128	70.4
計	57,005	100.0

- (注) 1 表中の割合は、全職員に対する各支給区分の職員数の割合を示す。
- 2 「支給されている職員」の各区分の該当職員数は、重複している場合がある。
- 3 「子を扶養している職員」の子には、配偶者を欠く一子を含まない。
- 4 「特定期間」は、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までである。
- 5 「特例措置」は、平成 30 年 3 月 31 日に「配偶者を欠く一子のみ」又は「配偶者を欠く一子及び父母等」に係る扶養手当の支給を受けていた職員が、平成 30 年 4 月 1 日以降、引き続き、「配偶者を欠く特定期間のない一子のみ」又は「配偶者を欠く特定期間のない一子及び父母等」を扶養する場合に該当する。

(3) 住居手当

住居手当は、全職員の 25.3%にあたる 14,448 人が受給している。

平均支給月額、全職員 1 人当たりの平均で 4,024 円、支給されている職員 1 人当たりの平均は 15,878 円である。

(単位：人、%)

区 分			人員	割合	
支給されている職員			14,448	25.3	
下記以外世帯主		～27 歳	27,000 円	3,790	6.6
		28 歳～32 歳	17,600 円	4,153	7.3
		33 歳～	8,300 円	6,504	11.4
単身赴任手当を支給されている世帯主	公舎等に入居していない職員	～27 歳	40,500 円	0	0.0
		28 歳～32 歳	26,400 円	0	0.0
		33 歳～	12,400 円	0	0.0
	公舎等に入居している職員	～27 歳	13,500 円	0	0.0
		28 歳～32 歳	8,800 円	0	0.0
		33 歳～	4,100 円	1	0.0
支給されていない職員			42,557	74.7	
公舎等入居者			628	1.1	
その他			41,929	73.6	
計			57,005	100.0	

- (注) 1 支給対象は、世帯主等である職員のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額 27,000 円以上の家賃を支払っている職員である。
- 2 年齢は、年度末年齢である。
- 3 金額は、手当の支給額である。
- 4 表中の割合は、全職員に対する各支給区分の職員数の割合を示す。

(4) 通勤手当

通勤手当は、全職員の88.4%にあたる50,409人が受給している。

平均手当月額は、全職員1人当たりの平均で10,095円、支給されている職員1人当たりの平均は11,416円である。

(単位：人、%)

区 分	人員	割合
支給されている職員	50,409	88.4
交通機関のみの利用者	34,941	61.3
交通用具のみの使用者	9,085	15.9
交通機関及び交通用具の併用者	6,383	11.2
支給されていない職員	6,596	11.6
計	57,005	100.0

3 超過勤務等の状況

全職員の超過勤務等の月当たりの平均時間数は、9.9時間であった。医療職（一）の22.8時間が最も多く、医療職（二）の6.4時間が最も少ない。

(単位：人、時間)

	対 象 人 員	超 過 勤 務 等 の 月 当 たり 平 均 時 間 数
全 職 員	51,460	9.9
行 政 職	44,233	10.2
技 能 職	5,066	7.6
医 療 職 (一)	14	22.8
医 療 職 (二)	528	6.4
医 療 職 (三)	1,619	11.8

(注) 1 「超過勤務等の月当たり平均時間数」は、令和2年中の超過勤務及び休日勤務の実績を1か月当たりの平均にしたものである。

2 令和3年4月分給与において管理職手当の支給を受けた職員及び令和2年12月1日以降に採用された職員は、集計の対象から除外した。

II 令和3年職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査とは、特別区職員の給与を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として、公務に類似する職務に従事する民間従業員の給与等を調査するものである。

今回の調査では、特別区内の企業規模 50 人以上、かつ事業所規模 50 人以上の民間事業所 9,846 事業所（母集団事業所）から、無作為に抽出された 1,110 事業所を調査した。

1 初任給

新規学卒者の採用を行った企業の事業所の割合は、大学卒 65.8%、高校卒 27.1%であった。

そのうち、初任給を増額した事業所は、大学卒 23.3%、高校卒 26.6%であった。

(単位：%)

		新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	令和3年	65.8	
	令和2年	73.0	(30.2)	(69.4)	(0.4)	27.0
高校卒	令和3年	27.1	(26.6)	(73.0)	(0.4)	72.9
	令和2年	29.3	(32.9)	(67.1)	(0.0)	70.7

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者を採用した企業の事業所数を100とした割合である。

事務員・技術者の平均初任給月額は、採用の有無に関わらず初任給が決まっている事業所について調査したところ、以下のとおりであった。

(単位：円)

		令和3年	令和2年	増減
大学卒		214,068	211,387	2,681
	事務員	213,527	210,811	2,716
	技術者	215,327	212,958	2,369
高校卒		180,123	178,948	1,175
	事務員	180,563	179,058	1,505
	技術者	179,911	178,838	1,073

2 役職別の平均給与額

職種別の給与では、事務・技術の課長や係長等の公務と民間に共通している54の職種について、調査日現在において支払済の4月分の給与額（通勤手当、時間外手当額を除いた所定内給与）等を個人別に調査した。なお、令和3年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

そのうち、代表的な職種である事務・技術について集計した結果は、以下のとおりである。

（単位：歳、円、％）

	平均年齢			平均給与額			
	令和3年	令和2年	増減	令和3年	令和2年	増減額	増減率
部長	52.0	51.9	0.1	731,809	712,513	19,296	2.7
部次長	50.8	51.2	△0.4	666,911	650,334	16,577	2.5
課長	48.5	48.0	0.5	607,905	591,997	15,908	2.7
課長代理	44.7	45.8	△1.1	504,096	560,467	△56,371	△10.1
係長	42.4	42.5	△0.1	428,286	410,685	17,601	4.3
主任	39.9	39.2	0.7	352,203	342,978	9,225	2.7
係員	34.9	34.4	0.5	300,147	292,733	7,414	2.5

3 賞与等

特別給については、事業所単位で過去1年間に支給された賞与等の特別給と月例給与の支給総額を調査し、平均支給額及び平均支給割合を算出した。

民間における特別給の支給状況

	平均支給額	平均支給割合
令和3年	1,831,634 円 (0.03%)	4.47 月分 (△0.13月分)
令和2年	1,831,036 円	4.60 月分

(注) 1 平均支給額は、前年8月から当年7月までの合計額である。

2 () 内は対前年増減を示す。

また、冬季賞与については、一定率(額)分と考課査定分の配分状況の調査を行った。

考課査定分が賞与全体に占める割合は、課長級が54.6%、係員が50.6%であった。

賞与の配分状況

(単位：％)

	課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
令和3年	45.4	54.6	49.4	50.6
令和2年	43.1	56.9	46.6	53.4

4 給与の改定状況

ベースアップについては、実施した事業所の割合が、係員では19.0%、課長級では13.0%であった。また、慣行なしの事業所の割合は、係員では63.2%、課長級では71.6%であった。

ベース改定の状況

(単位：%)

		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係員	令和3年	19.0	16.9	0.9	63.2
	令和2年	21.4	8.6	0.8	69.2
課長級	令和3年	13.0	14.4	1.0	71.6
	令和2年	18.4	8.1	0.5	73.0

定期昇給については、実施した事業所の割合が、係員では78.7%、課長級では68.2%であった。昇給額については、昨年より増額した事業所の割合が、係員では21.1%、課長級では15.0%であった。

定期昇給の状況

(単位：%)

		定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員	令和3年	80.8	78.7	21.1	7.4	50.2	2.2	19.2
	令和2年	83.9	79.7	23.3	11.4	45.0	4.2	16.1
課長級	令和3年	69.6	68.2	15.0	5.8	47.4	1.4	30.4
	令和2年	76.3	72.7	20.8	10.4	41.5	3.6	23.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

Ⅲ 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告

給与勧告は、公務員が民間企業の勤労者とは異なり、争議権などの憲法上の労働基本権が制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を果たしている。本委員会は、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本に給与勧告を行っている。

本委員会は、令和3年10月20日、各特別区の議会及び区長に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行った。

〔本年のポイント〕

- 1 月例給
公民較差△94円（△0.02%）が僅少であるため、月例給の改定を行わないことが適当
 - 2 特別給（期末手当・勤勉手当）
年間の支給月数を0.15月引下げ（現行4.60月→4.45月）、期末手当から差し引き
- ◎ 職員の平均年間給与は、約5万9千円の減

～ 職員の給与に関する報告・勧告 ～

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容（令和3年4月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
57,005人	30,921人	378,430円	38.9歳

2 民間給与実態調査の内容（令和3年4月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,110民間事業所を調査（調査完了665事業所）

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
378,336円	378,430円	△94円（△0.02%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.47月分	4.60月	△0.13月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を94円（0.02%）上回っている状況である。しかしながら、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当と判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△2,347円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,818人に対し、本年4月1日時点で1,443人、減少数は375人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の54人で約14%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

II 改定の内容

1 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引下げ
- ・支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引き

2 実施時期

- ・条例の公布の日

III 給与制度における課題

- ・期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しをする必要

～ 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見 ～

1 人事・給与制度

(1) 行政系人事・給与制度改革の結果及び検証

- ・管理監督職の多数を占める高年齢層の職員の退職や30歳台中盤から40歳台中盤の管理監督職の少ない状況において、今後導入される役職定年制に対応し、将来にわたり安定した区政運営を行うためには、管理監督職の更なる拡充への取組を一層進める必要

(2) 人材の確保

(採用環境の変化に対応できる人材確保策)

- ・特別区が求める人材像である「自ら考え行動する人材」をより安定的に確保できる採用制度に向けた検討、取組が必要
- ・DXの進展による行政サービスの変革を担うに相応しい人材の確保及び育成方法の研究
- ・スマートフォンでのウェブ申込の拡大や面接カードのウェブ作成・提出方式の導入等受験生の利便性を向上
- ・土木・建築職における採用試験申込者数は、I類採用試験一般方式については大幅に減少している一方で、新方式については安定しており、新方式による採用数の増等、その一層の活用を検討

(採用PR等の戦略的な展開)

- ・特別区の持つ魅力を受験者に伝えるべく、関係機関が十分に連携し、PRを図っていく必要
- ・オンライン説明会や動画配信等、オンラインによるPR活動を更に充実

(3) 人材の育成

(人事評価制度の適切な運用)

- ・任命権者においては、人事評価制度について分析・検証を行い、国や他の地方公共団体の先進的な事例の積極的な導入を図り、公正・公平性の一層の確保及び人材育成への更なる活用に向け、たゆまぬ制度

改善を行い、本制度の一層の充実に向けた取組を推し進める必要

(若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・若年層職員の昇任意欲の醸成のため、昇任への不安解消等、昇任意欲を阻害する具体的な要因を的確に把握し取り除いていく取組の推進が必要
- ・任命権者においては、各職層において求められる役割を自覚させるための職層別研修の拡充や、職員の成長を促すための自己啓発やeラーニング等の更なる支援について進めていく必要
(管理監督職を担う者の人材育成)
- ・管理職選考種別Ⅰ類において、女性職員の管理職選考の申込率は、男性職員に比してかなり低いものとなっており、女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けた一層の取組が必要
- ・管理職選考種別Ⅱ類を中心とした管理職選考制度の改正の検討に当たっては、現行制度の趣旨を踏まえ、公平性及び透明性が担保され、職員にとって、能力と努力が正当に評価されているという安心感の得られる制度とすることが必要

(4) 会計年度任用職員への対応

- ・任命権者においては、適正な制度の運用に向け、会計年度任用職員に対する人事評価の実施や会計年度単位での職の見直し等に留意

(5) 保育教諭等への対応

- ・引き続き保育教諭等という新たな職の在り方を統一的に整理するための検討が必要

2 勤務環境の整備等

(1) 多様で柔軟な働き方

- ・テレワークは、働き方改革を推進していく上で有効な手法の一つ。その導入に当たっては課題もあるが、解決策を講じながら、区の業務の特性を考慮しつつテレワークの導入及び定着に向けた取組を進めていく。
- ・時差勤務制度については、働き方の選択肢の一つとして、また、通勤混雑緩和にもつながるものとして、制度を一層活用

(2) 仕事と家庭の両立支援

- ・国による諸制度の改正も視野に入れながら、制度の検討及び規定の整備を行い、仕事と家庭の両立支援を今まで以上に推し進める必要

(男性職員の育児休業の取得促進)

- ・男性職員の育児休業の取得率は年々上昇しており、「第5次男女共同参画基本計画」に掲げる30%の目標値を特別区全体としては達成しているが、各区別にみると大きな差がある。また、育児休業の取得期間についても、女性職員の取得者より短期間
- ・男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、諸制度の改善に取り組むとともに、育児休業を取得した職員の体験談を用いた周知や研修の場での意識啓発等の取組を継続することで、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していく必要
- ・個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間を取得できるよう留意し、個々の職員に応じた働き方が実現されるよう取り組んでいくことが重要

(不妊治療のための休暇の創設)

- ・任命権者においては、不妊治療と仕事との両立に向けて必要な対応を検討する必要

(会計年度任用職員への両立支援制度)

- ・任命権者においては、会計年度任用職員も育児や介護と仕事を両立した働き方が実現されるよう、国の見直しを考慮しながら検討する必要

(3) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・各区においては、今後、時間外・休日労働に関する協定を踏まえた適切な労働時間の管理が求められる一方で、依然として長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署があり、より一層、超過勤務の縮減に向けた不断の取組を進めることが必要
- ・新型コロナウイルス感染症への対応については、無定量に超過勤務に依存するのではなく、要因の整理及び分析を行い、業務の簡素化、他部署からの応援、職員の増員等、様々な対策を講じて超過勤務縮減に努めることが必要
- ・教育現場の多忙化解消が喫緊の課題となっている。各区において、教職員の働き方の意識改革を推進するとともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向けて、実効性を伴う対策を講じることが必要

(4) メンタルヘルス対策の推進

- ・多くの職員が新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響が懸念される。また、在宅勤務における課題も指摘されている。
- ・心の健康問題により休職した者が職場復帰した後に、再発して再び休職した職員数の割合は、毎年増加しており、より一層の対策強化が必要
- ・メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理監督者から積極的に声掛けを行い、十分に話を聞くなどして、早期発見及び早期対応することが重要

(5) ハラスメントの防止対策

- ・各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要

3 区民からの信頼の確保

- ・職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民に対する行政サービスの提供に影響
- ・働き方に大きな変化が生じはじめ、業務内容においても多様化、細分化、複雑化が進むとともにDXの進展による業務変革の新たなうねりが押しよせてきている中で、特別区としての使命を果たすには、業務プロセスの可視化、効率化等を一層推進し、前例にとられない業務変革に取り組み、職員一人ひとりが職務に邁進し、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備が必要
- ・職員の意識啓発に取り組み、職員の高い倫理意識や使命感の醸成を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

～ 定年引上げに関する意見 ～

1 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・少子高齢化に伴い若年労働力人口の減少が続く中、複雑・高度化する行政課題へ対応し、質の高い行政サービスの提供を継続していくためには、高齢層職員の能力、豊富な知識・経験を最大限活用することが不可欠

2 法改正による定年の引上げ

- ・改正国家公務員法及び改正地方公務員法により、公務員の定年が原則として 65 歳に引き上げられる。任命権者においては、定年引上げとそれに伴う新たな制度等の円滑な導入を図る必要
- (1) 60 歳を超える職員の任用
 - ・役職定年制については、特別区の任用実態を十分考慮し、その制度趣旨を的確に踏まえて円滑な導入を図り、事務事業の実施や区民へのサービス提供に影響を及ぼすことのないよう留意する必要
- (2) 60 歳を超える職員の給与
 - ・当分の間、60 歳を超える職員の給料は、60 歳前の 7 割水準に設定することが適当
- (3) 高齢者部分休業
 - ・任命権者においては、高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げ、仕事との両立を支援する観点から高齢者部分休業の導入について検討する必要

3 今後の高齢層職員の在り方

- ・在職期間の長期化に伴う 60 歳前職員のキャリア形成やモチベーションの維持・向上を強化する取組の検討を進めていくとともに、新たな定年制度の運用状況、国における今後の検討の状況、民間企業における高齢期雇用や給与の動向等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、引き続き研究

IV 「職員に関する条例」等の制定改廃等

1 各特別区の「職員に関する条例」等の主な改正内容

令和3年度における各特別区の「職員に関する条例」等の主な改正内容は次のとおりである。

(1) 給与改定に係る規定整備

ア 給料表の改定

公民比較の結果、職員の給与が民間従業員の給与を94円（0.02%）上回っていたが、ほぼ均衡していると判断し、公民較差に基づく給料月額及びI類初任給等の改定は見送った。

イ 特別給（期末手当・勤勉手当）の改正

民間の支給割合を勘案し、年間支給月数を0.15月引き下げ、4.45月とした。引下げ分については、民間の考課査定分の配分状況等を考慮し、期末手当から差し引いた。

(2) 不妊治療のための休暇の新設に係る規定整備

国家公務員における不妊治療のための休暇（有給）の創設に伴い、特別区においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要があるため、不妊治療のための休暇（有給）の規定整備が行われた。

(3) 会計年度任用職員の両立支援のための要件緩和等に係る規定整備

会計年度任用職員においても育児や介護と仕事を両立する働き方を実現するため、育児休業の取得要件の緩和や出産支援休暇等の有給化等の規定整備が行われた。

2 「職員に関する条例」の制定改廃に伴う意見の申出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく各区議会からの意見聴取に対して、本委員会が行った意見の申出の状況は、次のとおりである。

(1) 勤務時間条例＜意見聴取＞

条例名					内容				
2-(1)									
①職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ②幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例					①不妊治療のための休暇を新設するための規定整備 ②夜勤等に対応するための勤務時間・週休日の規定整備〔練馬〕				
区名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
年.月.日	4.2.21	4.2.24	4.2.17	4.2.25	4.1.27	4.2.8	4.2.4	4.2.21	4.2.16
目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	豊島	北	荒川	板橋	練馬
4.2.22	4.2.7	4.2.15	4.2.21	4.3.8	4.2.8	4.2.17	4.2.3	4.2.7	3.11.24
練馬	足立	葛飾	江戸川						
4.1.31	4.2.17	4.2.14	4.2.15						

(2) 育児休業条例<意見聴取>

条例名		内容							
2-(2)									
職員の育児休業等に関する条例		①妊娠・出産についての申出があった場合等の措置、勤務環境の整備に関する措置について規定 ②非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件を緩和するための規定整備 ③夜勤等に対応するための勤務形態の規定整備〔練馬〕 ④文言整理〔中央〕							
区名	千代田	中央	港	新宿	台東	墨田	江東	品川	目黒
年.月.日	4.2.21	4.3.4	4.2.17	4.2.25	4.2.8	4.2.17	4.2.21	4.2.16	4.2.22
大田	世田谷	渋谷	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立
4.2.7	4.2.15	4.2.21	4.2.17	4.2.8	4.3.17	4.2.3	4.2.7	4.3.1	4.3.24
葛飾	江戸川								
4.2.25	4.2.15								

(3) 給与条例<意見聴取>

条例名		内容							
2-(3)									
①職員の給与に関する条例 ②幼稚園教育職員の給与に関する条例 ③会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例		①令和3年度中の期末手当の支給月数の改正に伴う規定整備 ②令和4年度以降の期末手当の支給月数の改正に伴う規定整備 ③パートタイム会計年度任用職員の報酬月額の見直し〔世田谷〕 ④新たな職務の級の設置に伴う改正〔北〕 ⑤妊娠出産休暇が16週を超えた場合、給与減額を免除するための規定整備〔千代田〕							
区名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	
年.月.日	3.11.25	4.2.21	3.12.1	3.11.25	3.12.8	3.11.22	3.12.1	3.11.29	3.11.24
品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並			
3.6.21	3.11.25	3.11.25	3.11.25	3.9.9	3.11.26	3.11.25	3.11.26	3.11.24	4.2.17
豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川		
3.11.24	3.11.22	3.11.22	3.12.3	3.11.24	3.12.20	3.12.1	3.11.26		

(4) 公益的法人派遣条例<意見聴取>

条例名		内容				
2-(4)						
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例		①派遣先団体の追加〔品川、渋谷〕 ②派遣先団体の削除〔文京、墨田、品川、板橋、足立〕				
区名	文京	墨田	品川	渋谷	板橋	足立
年.月.日	4.1.27	4.2.4	4.2.16	3.9.10	4.2.7	4.2.17

(5) 一般職任期付職員条例<意見聴取>

条 例 名					内 容				
2-(5)									
一般職の任期付職員の採用に関する条例					①任期付職員採用制度の導入に伴う規定整備〔千代田〕 ②4条任期付職員の昇給等に関する規定整備				
区 名	千代田	新宿	江東	品川	大田	世田谷	渋谷	荒川	足立
年.月.日	3.6.3	3.6.9	3.6.7	3.6.21	3.6.10	3.6.9	3.6.3	3.6.10	3.6.1

(6) 特殊勤務手当条例<意見聴取>

条 例 名					内 容			
2-(6)								
職員の特殊勤務手当に関する条例					①手当の廃止に伴う規定整備〔江東〕 ②手当の追加に伴う規定整備〔世田谷〕 ③文言整理			
区 名	文京	江東	世田谷	豊島	荒川	練馬		
年.月.日	3.5.25	4.2.21	4.2.15	3.6.14	3.6.10	3.6.4		

(7) 学校教育職員関係<意見聴取>

条 例 名					内 容			
2-(7)								
①学校教育職員の給与に関する条例 ②学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例					①令和3年度中の期末手当の支給月数の改正に伴う規定整備〔品川、中野、杉並〕 ②令和4年度以降の期末手当の支給月数の改正に伴う規定整備〔品川、中野、杉並〕 ③都費負担教育職員との均衡を図るための規定整備〔杉並〕 ④統括副校長の職の創設に伴う規定整備〔品川〕 ⑤不妊治療のための休暇を新設するための規定整備〔品川、中野〕			
区 名	品川		中野		杉並			
年.月.日	3.6.21	3.11.25	4.2.16	3.11.26	4.3.8	3.11.24	4.2.17	

(8) その他<意見聴取>

条 例 名					内 容				
2-(8)									
①職員のサービスの宣誓に関する条例 ②職員の結核休養に関する条例を廃止する条例					①会計年度任用職員のサービスの宣誓について別段の定めを削除する規定整備〔墨田〕 ②職員のサービスの宣誓の実施方法について対面を不要とするための規定整備 ③様式変更 ④文言整理〔中野、江戸川〕 ⑤条例の廃止〔葛飾〕				
区 名	千代田	中央	墨田	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並
年.月.日	3.6.3	3.10.14	3.6.7	4.2.22	4.2.7	3.6.9	4.2.21	4.3.8	3.11.16
北	荒川	練馬	足立	葛飾	江戸川				
3.6.9	3.6.10	3.6.4	3.9.16	4.2.14	3.11.18				

3 条例又は規則に基づく人事委員会の承認等

各特別区における「職員に関する条例」又はこれらに基づく人事委員会規則の適用に際して、あらかじめ人事委員会の承認又は同意を得なければならないとされている事項について、本委員会が承認及び同意をしたものは、次のとおりである。

なお、教育委員会からの申請については、区名の直後に「教」を付した。

(1) 勤務時間規則<承認事項>

規則名		内容							
3-(1)-1		①令和3年度の夏季休暇の取得期間を拡大する規定整備 ②不妊治療のための休暇を新設するための規定整備 ③慶弔休暇又は妊娠出産支援休暇の要件緩和に係る規定整備 ④電算システム導入に伴う規定整備〔渋谷教〕 ⑤慶弔休暇の取得条件の明確化に係る規定整備〔板橋〕 ⑥リフレッシュ休暇の取得期間拡大に伴う規定整備〔大田〕 ⑦各種休暇の対象に同性パートナーを含めるための規定整備〔北、江戸川、北教〕 ⑧子の看護のための休暇の対象年齢を拡大するための規定整備〔足立〕 ⑨休暇の付与単位を暦年から年度へ改める規定整備〔渋谷教〕 ⑩会計年度任用職員の休暇の取得要件を緩和するための規定整備 ⑪会計年度任用職員に新たな休暇を導入又は有給化するための規定整備 ⑫文言整理 ⑬様式変更							
区名	千代田	港		新宿	文京		台東	墨田	
年.月.日	3.6.1	4.3.25	4.3.3	4.3.15	4.3.3	3.4.13	4.3.25	4.3.16	4.2.10
江東	品川	目黒		大田	世田谷			渋谷	
4.3.9	4.3.9	3.9.14	4.3.24	3.4.27	4.3.8	3.5.11	4.3.15	4.3.28	3.6.11
渋谷		中野		杉並	豊島		北		荒川
3.10.8	4.3.11	3.8.13	4.3.30	3.5.19	3.8.30	4.3.8	3.9.2	4.3.23	3.5.7
荒川	板橋	練馬	足立		葛飾		江戸川		千代田教
4.3.22	4.3.8	4.3.17	3.6.7	4.3.28	3.6.23	4.3.17	3.6.24	4.3.17	3.6.1
千代田教	中央教	港教	新宿教	文京教		墨田教		江東教	
4.3.25	4.3.25	4.3.18	4.2.25	3.4.13	4.3.14	3.4.26	4.3.18	3.4.14	4.3.10
品川教	目黒教	世田谷教	渋谷教		中野教		杉並教	豊島教	北教
4.3.31	4.3.17	4.3.15	3.10.8	4.3.22	3.8.3	4.3.16	3.5.19	4.3.8	3.9.2
北教	荒川教		板橋教	練馬教	葛飾教		江戸川教		
4.3.23	3.5.7	4.3.22	4.3.10	4.3.17	3.6.21	4.3.17	3.6.23	4.3.23	

規則名				内容				
3-(1)-2								
学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則				①令和3年度夏季休暇の取得期間を拡大する規定整備〔中野教、杉並教〕 ②都費負担教育職員との均衡を図るための規定整備〔杉並教〕 ③会計年度任用職員の特別休暇の導入及び要件緩和のための規定整備 ④文言整理及び様式変更〔品川教、中野教、杉並教〕				
区名	港教	品川教	中野教		杉並教			
年.月.日	4.3.18	4.3.31	3.8.3	4.3.16	3.6.25	3.7.1	3.12.23	4.3.18

(2) 育児休業規則<承認事項>

規則名				内容					
3-(2)									
職員の育児休業等に関する条例施行規則				①不妊治療のための休暇を新設するための規定整備 ②妊娠・出産についての申出があった場合等の措置に係る規定整備 ③会計年度任用職員に新たな休暇を導入又は有給化するための規定整備 ④電算システム導入に伴う規定整備〔渋谷〕 ⑤文言整理 ⑥様式変更					
区名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田		
年.月.日	4.3.25	3.12.24	4.3.3	4.3.3	4.3.25	4.3.16	3.7.20	4.2.10	4.3.1
江東	品川	目黒		大田	世田谷	渋谷		中野	杉並
4.3.9	4.3.9	4.3.11	4.3.24	4.3.8	4.3.15	4.3.3	4.3.11	4.3.30	4.3.16
豊島		北		荒川		板橋		練馬	
3.12.17	4.3.8	3.9.28	4.3.23	3.6.21	4.3.22	3.9.16	4.3.8	3.12.21	4.3.17
足立		葛飾	江戸川						
3.12.21	4.3.28	4.3.17	4.3.17						

(3) 給与条例規則<承認申請・協議事項>

規則名				内容					
3-(3)-1									
①職員の給与に関する条例施行規則 ②幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 ③会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則				①給料の支給日を改正するための規定整備〔台東、練馬、台東教〕 ②会計年度任用職員が取得可能な休暇を導入又は有給化するための規定整備 ③会計年度任用職員の時間単価の算出基礎となる手当の変更に伴う規定整備 ④電算システム導入に伴う規定整備〔江東、渋谷教〕 ⑤文言整理〔江東、大田〕 ⑥様式変更					
区名	千代田	中央		港	新宿	文京	台東		
年.月.日	4.3.25	3.5.10	3.12.24	4.3.15	4.3.3	4.3.9	3.4.28	3.12.23	4.2.9
台東	墨田			江東		品川	目黒		大田
4.3.16	3.7.20	3.7.27	4.2.10	3.4.20	4.1.26	4.3.9	4.3.11	4.3.28	3.5.12

大田	世田谷		渋谷			杉並		豊島	
4.3.8	3.4.6	4.3.28	4.3.3	4.3.11	4.3.22	3.4.26	4.3.16	3.12.17	4.3.8
北			荒川		板橋		練馬		
3.4.21	3.9.28	4.3.23	3.6.21	4.3.22	3.9.16	4.3.8	3.4.13	3.12.21	4.3.17
足立		葛飾	江戸川		千代田教	中央教	台東教	墨田教	渋谷教
3.12.21	4.3.28	3.5.24	3.5.10	4.3.17	4.3.25	4.3.8	4.2.9	4.3.18	3.10.8
渋谷教	杉並教	北教	荒川教	板橋教					
4.3.22	4.3.18	3.11.18	3.6.21	3.9.2					

(3) 給与条例規則<承認申請・協議事項>

規則名			内容	
3-(3)-2				
学校教育職員の給与に関する条例施行規則			①会計年度任用職員が取得可能な休暇を有給化するための規定整備〔港教・杉並教〕 ②様式変更〔杉並教〕	
区名	港教	杉並教		
年.月.日	4.3.18	4.3.18		

(4) 職務専念義務及び給与減額の免除<意見聴取・承認事項>

職免等			内容						
3-(4)-1									
職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について（個別申請）			①幹部職員の兼業許可に伴う職務専念義務及び給与減額の免除（北千住都市開発株式会社）〔足立〕 ②幹部職員の兼業許可に伴う職務専念義務及び給与減額の免除（足立市街地開発株式会社）〔足立〕 ③幹部職員の兼業許可に伴う職務専念義務及び給与減額の免除（東長崎駅・椎名町駅整備株式会社）〔豊島〕 ④社会的インフラを継続するためのPCR検査を受ける職員に対する職務専念義務及び給与減額の免除〔世田谷、世田谷教〕 ⑤予防接種法に基づく予防接種を受ける医療従事者等に該当する職員に対する職務専念義務及び給与減額の免除〔世田谷、世田谷教〕 ⑥障害に起因した事情により勤務の軽減等を受ける職員に対する職務専念義務の免除〔港、港教〕 ⑦障害者の雇用促進対策に基づく会計年度任用職員の企業等の面接等に出席する際の職員の職務専念義務及び給与減額の免除〔大田〕 ⑧再任用職員及び会計年度任用職員が面接選考に出席する際の職員の職務専念義務及び給与減額の免除〔大田〕 ⑨東京 2020 パラリンピック競技大会に日本代表選手として参加する職員の職務専念義務及び給与減額の免除〔北〕 ⑩結核休養制度の廃止に伴う規定整備〔葛飾、葛飾教〕						
区名	港	大田	世田谷			豊島			
年.月.日	3.7.20	3.9.13	3.4.26	3.5.19	3.6.9	3.9.6	4.1.27	4.3.7	3.5.14

北	足立		葛飾	港教	世田谷教			葛飾教	
3. 8. 3	3. 4. 26	3. 5. 12	4. 3. 18	3. 7. 20	3. 4. 26	3. 9. 6	4. 3. 7	4. 3. 18	

職 免 等					内 容				
3-(4)-2					① 予防接種法に基づく予防接種を受ける職員に対する職務専念義務の免除に係る規定整備 ② 国が実施する抗体検査を受ける職員に対する職務専念義務の免除に係る規定整備				
職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について（学校教育職員以外）									
区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	江東	品川	目黒
年.月.日	3. 6. 18	3. 6. 8	3. 6. 11	3. 6. 14	3. 6. 15	3. 6. 11	3. 6. 16	3. 6. 10	3. 6. 8
大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬
3. 6. 10	3. 6. 18	3. 6. 10	3. 6. 11	3. 6. 11	3. 6. 17	3. 6. 14	3. 6. 8	3. 6. 9	3. 6. 14
足立	葛飾	江戸川	千代田教	中央教	港教	新宿教	文京教	台東教	墨田教
3. 6. 21	3. 6. 14	3. 6. 11	3. 6. 18	3. 6. 14	3. 6. 21	3. 6. 17	3. 6. 17	3. 6. 21	3. 4. 2
江東教	品川教	目黒教	大田教	世田谷教	渋谷教	中野教	杉並教	豊島教	
3. 6. 17	3. 6. 16	3. 6. 16	3. 6. 15	3. 6. 17	3. 7. 19	3. 6. 22	3. 6. 11	3. 6. 17	3. 7. 5
北教	荒川教	板橋教	練馬教	足立教	葛飾教	江戸川教			
3. 6. 14	3. 6. 8	3. 6. 17	3. 6. 14	3. 6. 28	3. 6. 14	3. 6. 21	3. 12. 23		

職 免 等			内 容	
3-(4)-3			予防接種法に基づく予防接種を受ける職員に対する職務専念義務の免除に係る規定整備	
職員の職務に専念する義務の免除及び給与減額の免除について（学校教育職員）				
区 名	品川教	中野教		
年.月.日	3. 6. 16	3. 6. 22		

規 則 名			内 容	
3-(4)-4			感染症予防法及び検疫法の改正に伴い、別表1の原因の欄を改正する規定整備	
幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則				
区 名	豊島教	荒川教		
年.月.日	3. 4. 5	3. 4. 16		

(5) 時間単価規則<承認事項>

規 則 名					内 容				
3-(5)					算出基礎となる手当の変更に伴う規定整備				
職員の勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則									
区 名	中央	港	文京	墨田	大田	渋谷	北	荒川	
年.月.日	4. 3. 25	3. 4. 30	3. 6. 28	3. 7. 27	3. 5. 12	3. 5. 17	3. 4. 21	3. 5. 13	4. 3. 22
江戸川									
3. 4. 22	4. 3. 17								

(6) 住居手当規則<承認事項>

規則名					内容				
3-(6)									
職員の住居手当に関する規則					①電算システム導入に伴う規定整備〔世田谷教〕 ②様式変更〔中央、渋谷、板橋、中央教、世田谷教、渋谷教、杉並教、北教〕				
区名	中央	渋谷	板橋	中央教	世田谷教	渋谷教	杉並教	北教	
年.月.日	3.12.24	4.3.3	3.9.16	4.3.8	3.10.8	4.3.22	4.3.18	3.11.18	

(7) 単身赴任手当規則<承認事項>

規則名					内容				
3-(7)									
職員の単身赴任手当に関する規則					様式変更				
区名	中央	墨田	渋谷	中野	杉並	北	荒川	板橋	
年.月.日	3.12.24	3.7.20	4.3.3	4.3.9	4.3.16	3.9.28	3.6.21	3.9.16	

(8) 宿日直手当支給規程<承認事項>

規程名					内容				
3-(8)									
宿日直手当支給規程					①支給額の改定〔千代田、中央、世田谷、渋谷、墨田教〕 ②支給額規程の制定及び支給対象の追加〔世田谷、中野〕 ③支給対象となる業務がないことによる規程の改廃〔中央、世田谷、中野〕				
区名	千代田	中央	世田谷		渋谷	中野		墨田教	
年.月.日	4.3.17	4.3.25	3.6.22	4.3.15	4.3.3	3.4.26	4.3.24	3.11.29	

(9) 期末手当規則<承認事項>

規則名					内容				
3-(9)									
職員の期末手当に関する規則					①6級職より上位の職の設置に伴う規定整備〔北〕 ②結核休養制度の廃止に伴う規定整備〔葛飾〕 ③様式変更〔渋谷、北、板橋、渋谷教、板橋教〕				
区名	渋谷	北		板橋	葛飾	渋谷教	板橋教		
年.月.日	4.3.3	3.9.28	3.12.10	3.9.16	4.3.18	4.3.22	3.9.2		

(10) 勤勉手当規則<承認事項>

規則名			内容		
3-(10)-1					
職員の勤勉手当に関する規則			①6級職より上位の職の設置に伴う規定整備〔北〕 ②結核休養制度の廃止に伴う規定整備〔葛飾〕		
区名	北	葛飾			
年.月.日	3.12.10	4.3.18			

基準名		内容
3-(10)-2		一律拋出割合の引上げ
管理職員以外の職員に関する成績率の運用に関する基準		
区名	港	
年.月.日	3.5.25	

(11) 給与制度の見直しに伴う基準等の改正等<承認事項>

基準名		内容
3-(11)-1		結核休養制度の廃止に伴う規定整備
昇給の抑制に関する基準		
区名	葛飾	
年.月.日	4.3.17	

基準名				内容
3-(11)-2				①昇給号数の改正に伴う規定整備〔大田〕 ②面積率の改定に伴う規定整備〔港、渋谷教〕 ③名称変更に伴う規定整備〔港〕
昇給に関する基準				
区名	港	大田	渋谷教	
年.月.日	4.2.4	4.3.16	3.6.10	

基準名				内容
3-(11)-3				法務及び会計の職種に採用された者等の給料決定について別段の定めを設ける規定整備
法務及び会計の職種に採用された者等の給料決定に関する基準				
区名	大田	中野	練馬	
年.月.日	3.6.9	3.11.16	4.1.6	

(12) その他規則等<承認事項・協議事項>

規則名		内容
3-(12)-1		様式変更
職員の自己啓発休業等に関する規則		
区名	墨田	
年.月.日	3.7.20	

規則名						内容		
3-(12)-2						様式変更		
職員の配偶者同行休業に関する規則								
区名	中央	墨田	渋谷	杉並	北	荒川	板橋	
年.月.日	3.12.24	3.7.20	4.3.3	4.3.16	3.9.28	3.6.21	3.9.16	

規程名		内容
3-(12)-3		規程の廃止
寒冷地手当支給規程		
区名	大田	
年.月.日	4.3.8	

規則名		内容
3-(12)-4		区施設廃止に伴う規定整備
職員の地域手当に関する規則		
区名	大田	
年.月.日	4.3.8	

規則名		内容
3-(12)-5		6級職より上位の職の設置に伴う規定整備
職員の管理職手当に関する規則		
区名	北	
年.月.日	3.12.10	

規則名		内容
3-(12)-6		6級職より上位の職の設置に伴う規定整備
職員の管理職員特別勤務手当に関する規則		
区名	北	
年.月.日	3.12.10	

件名		内容
3-(12)-7		東日本大震災の被災地支援のために職員を派遣する 場合で、移転料及び扶養親族移転料の定額を超える 場合に負担した実費額を上限に支給するための協議
旅費の増額について		
区名	墨田	
年.月.日	3.11.25	

件名		内容
3-(12)-8		交代制勤務に対応するための勤務時間・週休日の規 定整備に伴い、別段の定めをするための承認申請
4週間ごとの期間につき8日以上 of 週休日を設ける ことが困難な場合における週休日の設定に係る承認 申請について		
区名	練馬	
年.月.日	3.12.21	

件 名		内 容
3-(12)-9		交代制勤務に対応するための勤務時間・週休日の規定整備に伴い、別段の定めをするための承認申請
職員の正規の勤務時間の別の定めに係る承認申請について		
区 名	練馬	
年.月.日	3.12.21	

(13) 学校教育職員関係<承認事項>

規 則 名		内 容
3-(13)		①統括副校長の職の創設に伴い、当該職の手当額等を定めるための規定整備〔品川教〕 ②都費負担教育職員との均衡を図るための規定整備〔杉並教〕 ③様式変更〔杉並教〕
①学校教育職員の期末手当に関する規則		
②学校教育職員の勤勉手当に関する規則		
③学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則		
④学校教育職員の給料の調整額に関する規則		
⑤学校教育職員の級別資格基準に関する規則		
⑥学校教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則		
⑦学校教育職員の管理職手当に関する規則		
⑧学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則		
⑨学校教育職員の単身赴任手当に関する規則		
⑩学校教育職員の住居手当に関する規則		
⑪学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則		
区 名	品川教	杉並教
年.月.日	4.2.18	4.3.18

4 人事委員会規則等の改正等

件 名		内 容
職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則		規則の追加に伴う規定整備
年.月.日	4.3.31	

件 名		内 容
職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則		定期券を発行している交通機関に一般乗合旅客自動車を追加するための規定整備
年.月.日	4.3.31	

件 名		内 容
任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則		条例廃止に伴う規定整備
年.月.日	4.3.31	

件 名		内 容
6級職より上位の職に採用された職員等に係る初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則		条例制定に伴う規定整備
年.月.日	4.3.31	

件 名		内 容
勤務時間、休日、休暇等に関する条例に規定する職員団体の機関に関する規則の一部を改正する規則		規則の追加等に伴う規定整備
年.月.日	4.3.31	

人事委員会年報 令和3年度

令和4年9月発行

編集・発行 特別区人事委員会事務局

住所 〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京区政会館内

電話 03-5210-9804

<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>

